

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景

(社会的背景)

現代文明は、さまざまな利便性を人類に与える一方で、環境に大きな負荷を与え続けてきましたが、それが顧みられることはごく最近までほとんどありませんでした。地球規模での環境変化や国際的な経済動向が、私たちの日々の暮らしにまで影響を与えることを実感するようになって、これまでの社会経済の発展のあり方が、今後も果たして人類を幸福な将来へと誘うものであるのか、という懐疑的な声も聞かれるようになっていきます。

人類の経済社会活動の基盤たる環境が損なわれ、これまで『大量生産・大量消費・大量廃棄』の生活様式を通じてふんだんに使ってきた資源やエネルギーの枯渇を認識せざるをえない状況になっています。このため、今後は『最適生産・最適消費・最小廃棄』などを通じた資源やエネルギーの使用の一層の合理化に加えて、環境への負荷が少なく枯渇しない資源やエネルギーの活用へと、人類の活動の軸足を移していかなければなりません。

我が国は、主要排出国の公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築や意欲的な合意を得る前提で、2020年に温室効果ガス^{*}の排出量を25%削減するという国際的な公約を掲げており、その実現は決して容易ではありません。このため、私たちは一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出が抑制される社会を構築しなければなりません。

また、生物多様性は、通常私たちが考えているよりもはるかに大きなスケールで、多方面に及ぶ便益を人類に与えてくれている一方で、地球規模で急速に失われつつあり、生態系から提供されるサービスを将来にわたり持続的に享受することが困難になるという問題もあります。このため、私たちは、人類の存続基盤である生物多様性を保全し、持続的に利用していくため、企業活動から私たちのライフスタイルまで、生物多様性に配慮した社会経済への転換を率先して進めていく必要があります。

(本市を取り巻く背景)

本市を取り巻く環境について見ると、一部地域で宅地開発による市街化や大規模企業の立地が進んでいます。JR山陰本線京都・園部間の完全複線化に伴い今後益々この傾向が強まると考えられることから、周辺環境への影響低減に向けた取り組みを一層進める必要があります。また、手入れ不足による山林の荒廃、ほ場整備による水路の単調化や自然水路の減少など、さまざまな環境の変化が獣害や河川水質の悪化などの問題を引き起こしていることから、これらへの計画的な対策が必要です。

また本市は、日本海に注ぐ由良川水系と太平洋に流れる淀川水系の大分水嶺を持つという珍しい特性を持っています。特に標高959mの三国岳中腹に位置する由良川源流域には、京都大学フィールド科学教育研究センター芦生研究林の広大な自然林が広がり、下流域の水環境に与える影響も大きいことを十分に認識する必要があります。

このように、私たちを取り巻く環境は、地球規模から身近なものまで多様で複雑な問題を抱えており、これらを解決するためには、全ての世代が環境に対する意識を高め、お互いが協力して環境保全の取り組みを進めなければなりません。

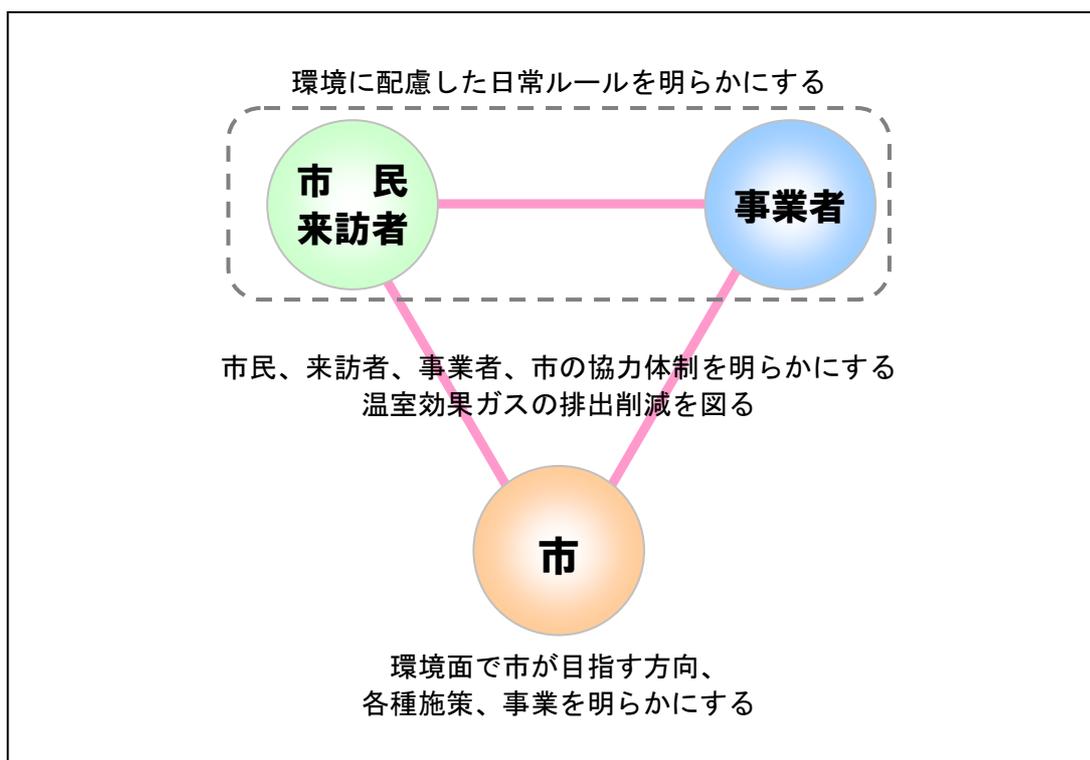
2. 計画の目的

前述した背景を踏まえ、これからも本市の環境を守るとともに、健全な環境を維持するためには、市民や来訪者、事業者、市（これらを各主体といいます）が協力して環境に配慮した取り組みを進めなければなりません。

そのためには、各主体が共有できる「南丹市が環境面において目指す方向」を確認し、その方向性に向けた各種施策・事業を明らかにするとともに、市民、来訪者、事業者が取り組むべき環境に配慮した日常ルールを明らかにする必要があります。また、各主体がどのように関わり、協力していくかを示すことも重要です。

このため、本計画は、市の環境を守るための各主体の取り組み内容、協力体制などを明らかにし、基本的な方向性を定めることを目的としています。

また、温室効果ガス*の排出削減目標やこれを実現させるための対策を示すことで「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」としての性格も併せ持ち、本市から排出される温室効果ガスの着実な削減を目指します。

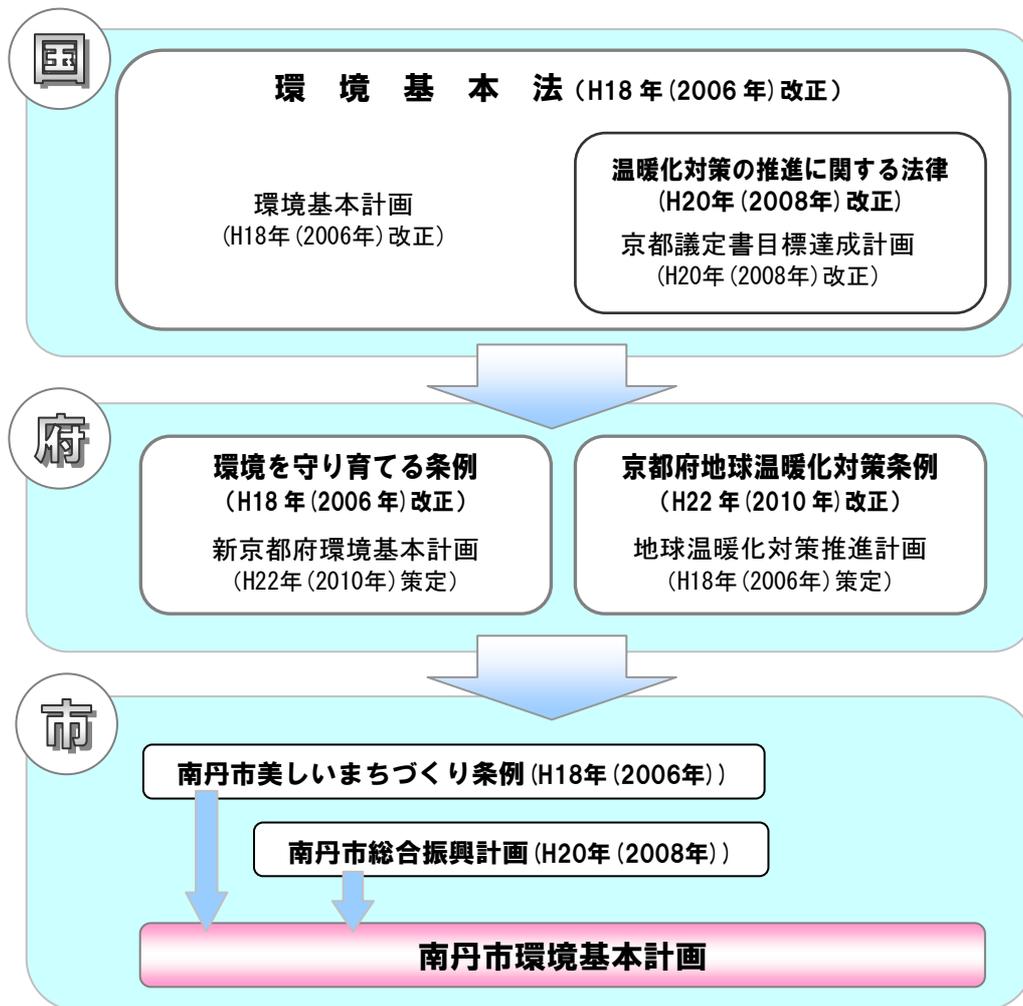


計画の目的

3. 計画の性格

1) 計画の位置づけ

本計画は、国・京都府の法令、京都府環境基本計画を踏まえるとともに、南丹市総合振興計画と整合を図り、総合振興計画を環境面から実現する役割を持っています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体が策定する実行計画としての役割も担っています。



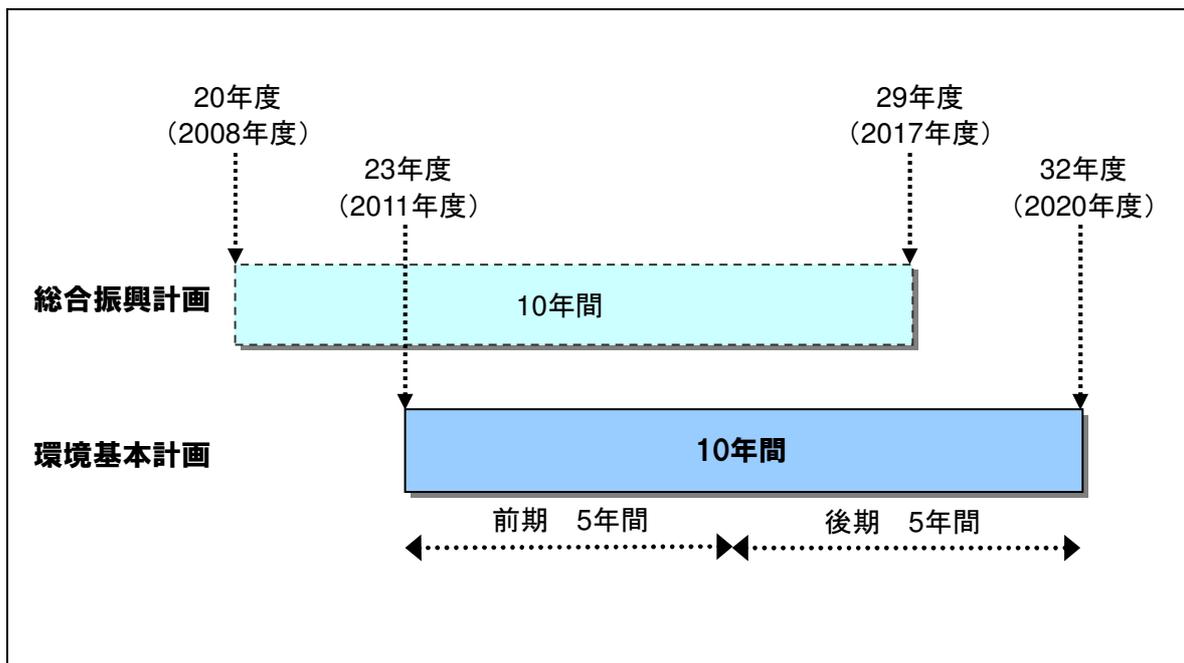
計画の位置づけ

2) 計画の期間

この計画に取り組む期間は、次のような考え方で設定します。

- ①本計画の目標年次は、総合振興計画との整合を図り、10年後の平成32年度とします。
- ②計画期間を5年間ずつ前期と後期に分け、前期の進捗状況を踏まえて見直しを行います。

見直しについては、本市を取り巻く環境や社会情勢が常に変化していることを踏まえ、計画内容について柔軟に見直す必要があることから、内容の総点検を行うことを意味します。



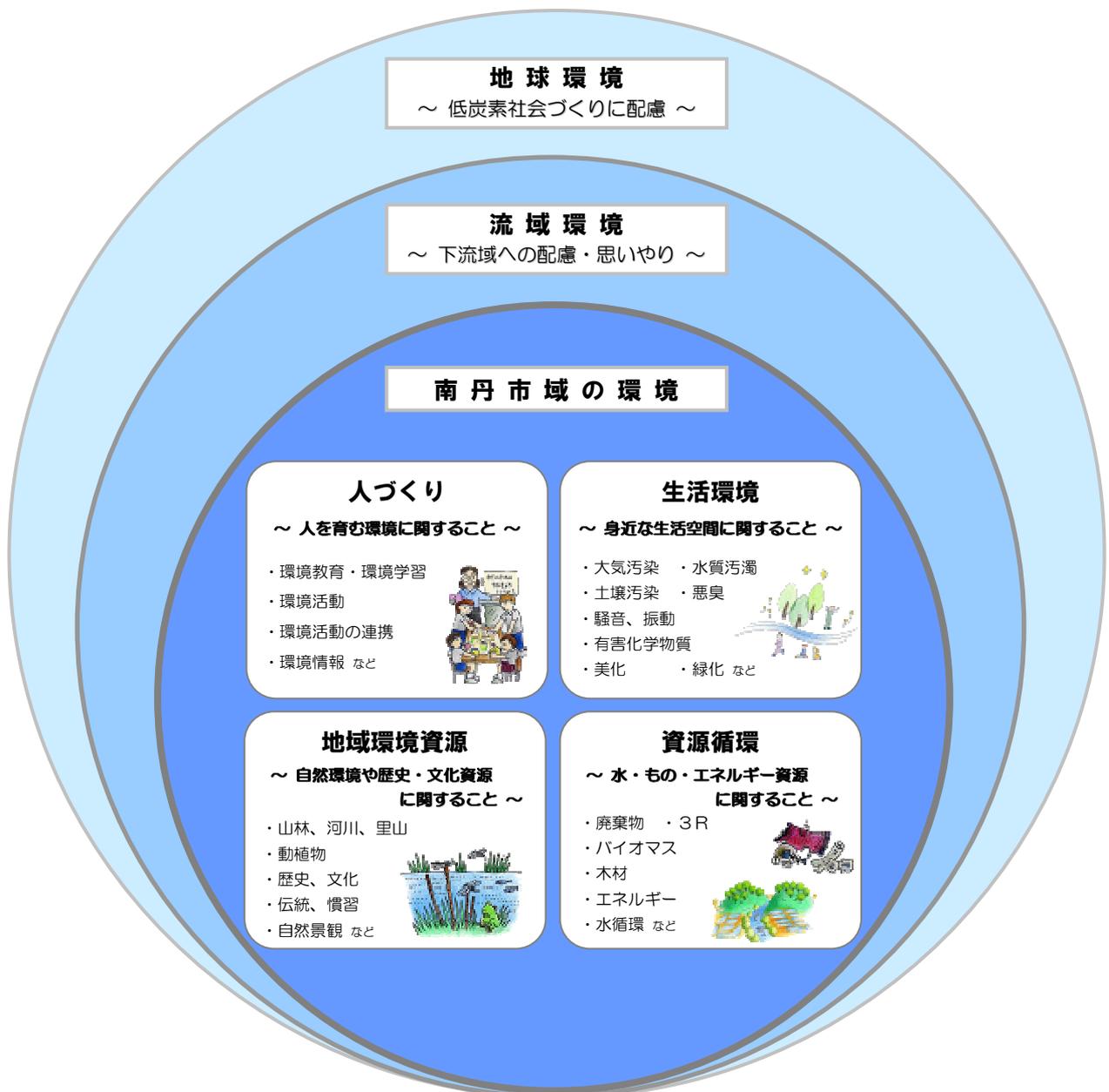
計画の期間

4. 環境のとらえ方

1) 対象とする計画の範囲

本計画は市全域を対象とし、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」の4つの視点から本市の環境をとらえ、目標や施策などを設定します。それぞれの視点で対象とする環境要素は下図のとおりです。

また、本市の環境は市域のみで形成されるわけではなく、周辺地域についても考慮する必要があります。由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置することからも、特に流域への意識、さらに地球環境への意識など、広域的な観点をもって本計画を策定することとします。



計画における環境のとらえ方

2) 各主体の役割

この計画における各主体の考え方および役割は、以下のとおりです。なお、来訪者については、通常の場合市民に含めてとらえることとします。

また、本計画を推進する上で欠くことのできない民間団体、住民グループ、市内の大学や専門学校などについては、それぞれが前述の主体が持つ役割を縦断的に兼ね備えています。このためここでは、ひとつの主体として設定せず、市民・来訪者、事業者、市の中に内包されているものとして見なします。

市民・来訪者

- ・ 日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・ 地域の環境資源の保全を目的とした取り組みへの参加
- ・ 環境学習などイベントへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3R*の推進による循環型社会*形成の取り組みへの協力
- ・ 省エネルギー*などによる地球環境保全の推進 など



事業者

- ・ 日常的な事業活動が生活環境へ与える影響の軽減
- ・ 地域の清掃活動など地域環境保全の取り組みへの参加
- ・ 廃棄物発生量の低減、3Rの推進による循環型社会形成の取り組みへの協力
- ・ 省エネルギーなどによる地球環境保全の推進 など



市

- ・ 環境保全の視点を重視した事業の実施
- ・ 市民、事業者への情報発信、環境学習による意識向上
- ・ 市職員の業務での環境に優しい行動の実践 など



民間団体など

住民グループなど

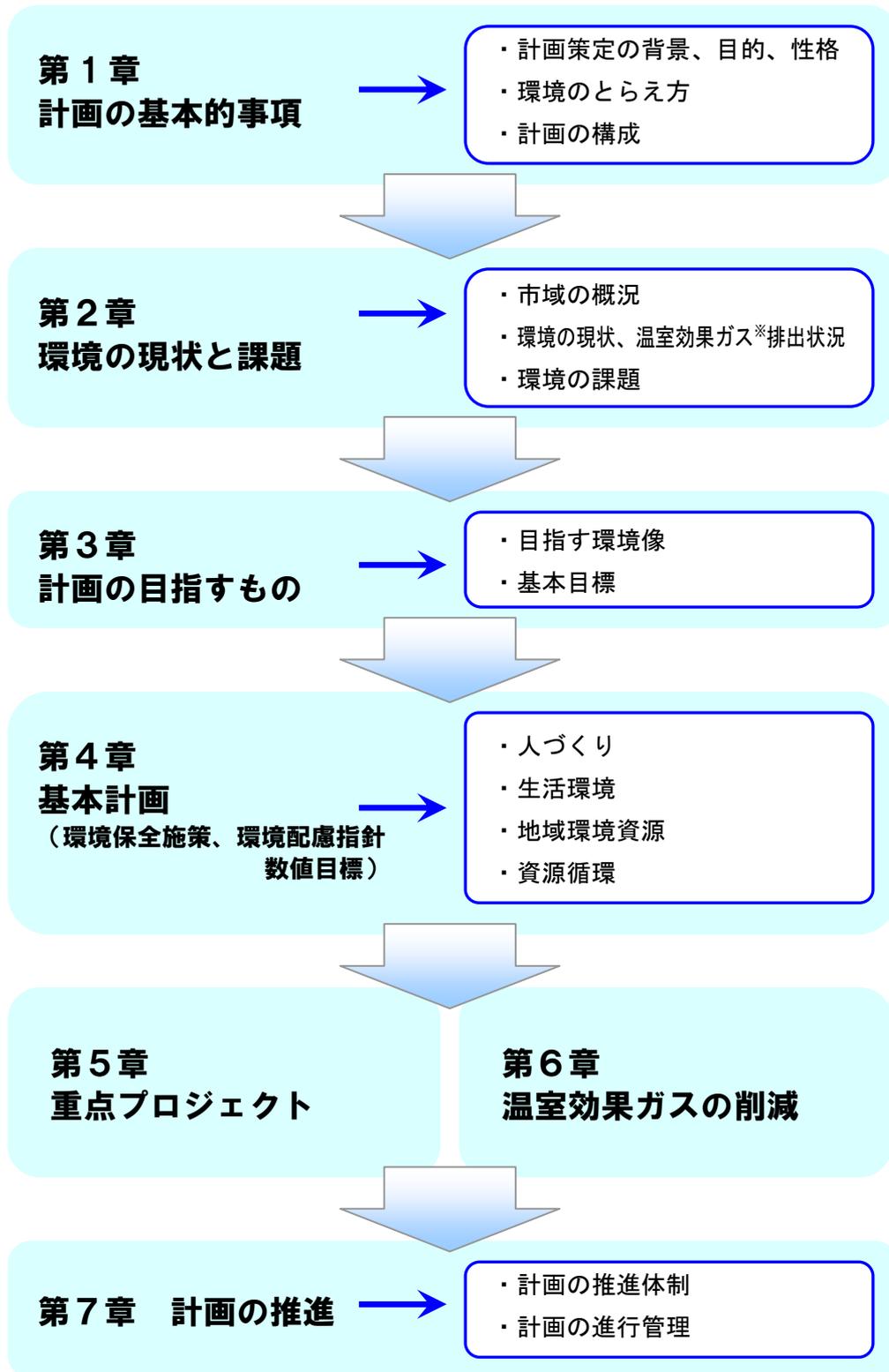
大学・専門学校など

各主体の定義

- 『市民』 本市で日常生活を営む者。
- 『来訪者』 通勤、通学、観光、レクリエーションなどで本市を訪れる者。
- 『事業者』 農林業、工業、商業などすべての産業について、本市で事業活動を行う者。
- 『市』 本市の行政を司る者。南丹市。
本計画による環境保全および健全な環境づくり推進の中心的な役割を担うものとする。

5. 計画の構成

計画は、以下のような構成となります。



第2章 環境の現状と課題

1. 市域の概況

1) 自然的特性

位置・地勢

- 本市は、京都府のほぼ中央部に位置し、北は福井県と滋賀県、南は兵庫県と大阪府、西は綾部市と京丹波町、東は京都市と亀岡市に隣接しています。総面積 616.31km²（京都府の 13.4%）であり、京都府下では京都市に次ぐ広さとなっています。
- 緑豊かな自然に恵まれた地域で、市域の 88%に相当する約 54,200ha を丹波山地などの森林が占めています。地域には分水嶺^{*}を隔てて北部を由良川が、中・南部を淀川水系の桂川が流れ、その間に標高 100m程度いくつかの山間盆地が形成され、南部は亀岡盆地につながっています。

気候

- 市内には 2 つの気象観測所（園部観測所^{★1}および美山観測所^{★2}）があります。園部観測所での平成 20 年の月別平均気温は、最高 26.6℃（7 月）、最低 1.4℃（2 月）、年間平均降水量は約 1,414mm となっています。市中南部に位置し、冬は冷え込みが厳しいという内陸性気候を示す反面、日本海型気候の影響を受け、季節風が吹き、しぐれやすく、降雪や積雪がみられます。しかし丹波高原の南麓に位置するため、丹波地方の北部に比べ比較的温暖で降霜・降雪量も少なくなっています。年間平均日照時間は約 1,615 時間、月別に見ると 3～5 月、7～10 月の日照時間が多くっており、7 月は 200 時間を超えています。
- 美山観測所での平成 20 年の月別平均気温は、最高 25.5℃（7 月）、最低 0.6℃（2 月）、年間平均降水量は約 1,713mm となっています。北部に位置し、日本海型気候の北陸・山陰型に区分され、夏は比較的温和で、冬の積雪が多くなっています。年間平均日照時間は約 1,416 時間となっており、3～10 月に比較的多くの日照を得ています。

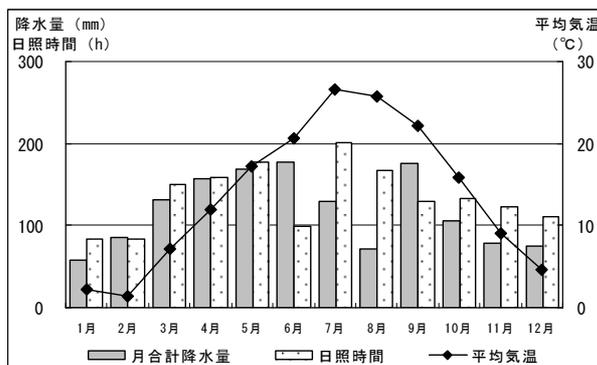


図 1-1 平成 20 年の気象状況（園部観測所^{★1}）

資料：京都地方気象台

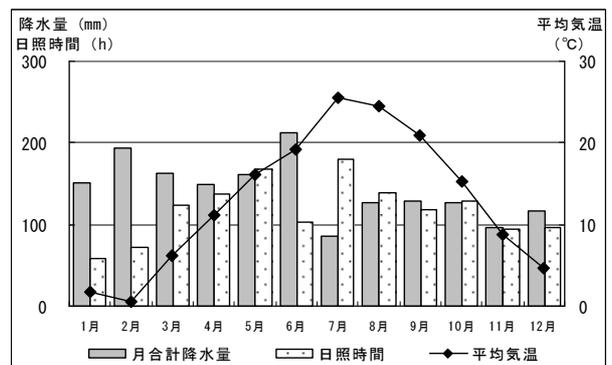


図 1-2 平成 20 年の気象状況（美山観測所^{★2}）

資料：京都地方気象台

★1 園部観測所

所在地：南丹市園部町黒田 標高：134m

★2 美山観測所

所在地：南丹市美山町静原検野 標高：200m

2) 社会的特性

人口・世帯数

- 本市の人口は、平成7年に一旦増加に転じたものの、平成12年から再び減少傾向にあり、平成22年は35,220人となっています。
- 世帯数は、近年やや鈍化していますが増加傾向にあり、平成22年には12,722世帯となっています。
- 1世帯あたりの世帯人員は、年々低下する傾向にあり、核家族化の進行がうかがえます。平成17年以降は3人を下回っており、平成22年には2.77人/世帯となっています。

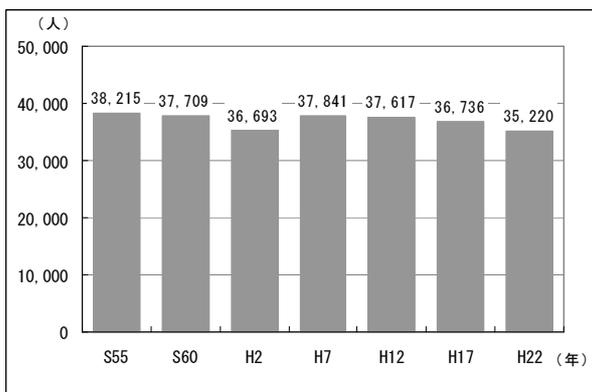


図1-3 人口の推移

資料：国勢調査

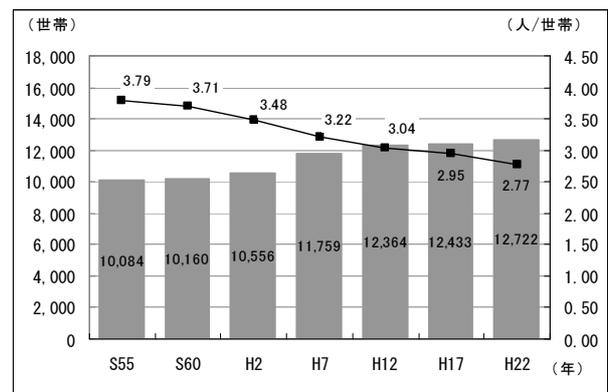


図1-4 世帯数、1世帯あたり世帯人員の推移

資料：国勢調査、住民基本台帳

土地利用

- 本市の土地利用は、森林が88.0%と最も多く、次いで耕地(4.5%)、宅地(1.3%)の順となっています。
- 都市計画区域に限っても、山林が65.7%を占めており、自然的土地利用の合計では87.2%となっています。
- 市街化区域内については、都市的土地利用が69.1%となっていますが、農地も18.8%残されています。

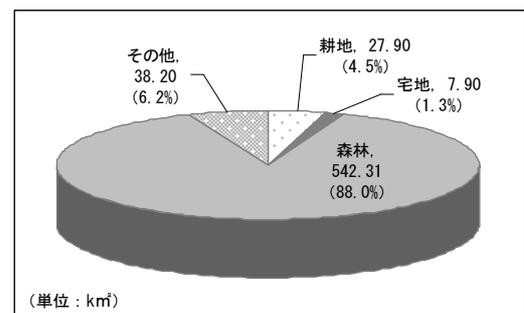


図1-5 地目別土地利用状況

資料：平成21年度版「京都市町村のあらまし」

表1-1 土地利用別面積 (都市計画区域)

市街地区分	自然的土地利用					都市的土地利用							合計
	農地	山林	水面	その他の自然	計	宅地	公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の公的施設用地	その他空地	計	
市街化区域	99.9	31.2	13.2	19.5	163.8	164.8	103.4	67.1	5.0	0.0	26.2	366.4	530.2
	18.8	5.9	2.5	3.7	30.9	31.1	19.5	12.6	0.9	0.0	4.9	69.1	100.0
市街化調整区域	1,597.2	6,236.2	182.8	142.2	8,158.4	371.4	110.4	281.6	43.0	0.3	46.8	853.4	9,011.8
	17.7	69.2	2.0	1.6	90.5	4.1	1.2	3.1	0.5	0.0	0.5	9.5	100.0
都市計画区域	1,697.1	6,267.4	196.0	161.7	8,322.1	536.2	213.8	348.7	48.0	0.3	72.9	1,219.9	9,542.0
	17.8	65.7	2.1	1.7	87.2	5.6	2.2	3.7	0.5	0.0	0.8	12.8	100.0

※ 都市計画基礎調査での集計値のため、決定地とは一致しない

資料：都市計画基礎調査

交通

- 本市の道路基盤は、北部に国道162号、南部に京都縦貫自動車道（国道478号）、国道9号、国道372号、国道477号、南北に貫く府道園部平屋線（府道19号）が走っており、さらに市内を走る各府道が国道へのアクセス道路となっています。
- 鉄道基盤は、南東から北西にかけてJR山陰本線が走っており、7つの駅が開設されています。京都市などへの通勤圏にあるため、乗車人員は増加し、平成20年度は市内で約280万人の利用となっています。平成22年3月には、京都・園部間の完全複線化が完成しており、今後更なる利便性の向上と乗車人員の増加が見込まれます。
- バス交通は、市営バスがスクールバスの一般混乗を取り入れながら16路線を、園部、八木地域では民間バス会社が4路線を運行しています。また、園部地域では民間事業者への委託によって、コミュニティバス（通称ぐるりんバス）、スクールバス3路線の運行を行っています。また、平成19年10月1日から、園部八木線の試験運行を実施しています。



図1-6 南丹市の交通基盤

表1-2 JR山陰本線の乗車人員の推移（単位：千人）

駅名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
八木	626	616	606	625	607	597	595
吉富	52	73	66	74	119	151	141
園部	1,555	1,574	1,617	1,668	1,677	1,638	1,639
船岡	20	21	21	22	22	24	22
日吉	128	138	134	138	137	128	120
鍼灸大学前	95	109	121	122	135	141	154
胡麻	141	145	145	143	146	134	128
南丹市 計	2,617	2,676	2,710	2,792	2,843	2,813	2,799

産業

■ 産業別就業者数

- 15歳以上の就業者数は、平成7年に一旦増加に転じたものの、平成12年から再び減少傾向にあり、平成17年は17,460人となっています。
- 産業別にみると、第1次産業は減少傾向が続いていたものの平成12年からはほぼ横ばいとなっています。第2次産業は平成7年まで増加傾向にありましたが、近年減少傾向に転じています。
- 平成17年の産業別就業者について京都府平均と比較すると、本市は第1次産業の占める割合が高くなっています。第2次産業の占める割合もやや高くなっています。

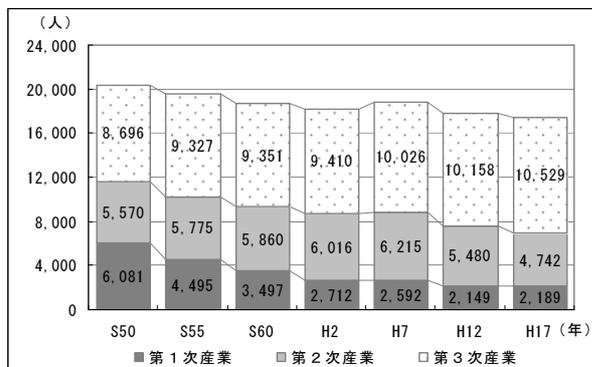


図1-7 産業分類別就業者数の推移
資料：国勢調査

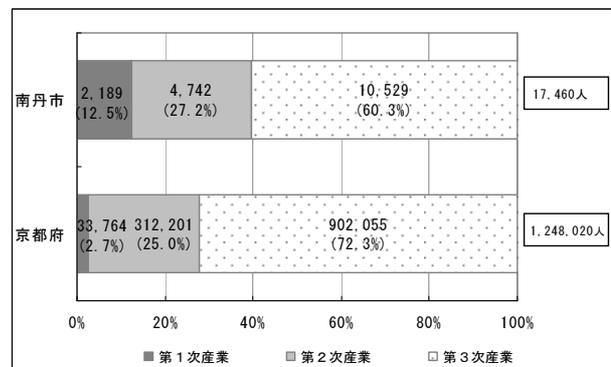


図1-8 平成17年度 産業分類別就業者数の比較
資料：国勢調査

■ 農林業

- 本市の農家数は年々減少しており、特に第2種兼業農家の減少が著しくなっています。
- 平成17年の農家数は3,496戸（販売農家2,522戸、自給的農家974戸）で、販売農家のうち専業農家が438戸、第1種兼業農家が239戸、第2種兼業農家が1,845戸となっており、兼業農家が販売農家の約83%を占めています。
- 保有森林規模別林家数および経営体数を見ると、林家の67.5%が5ha以下の山林規模であり、経営体の13.7%が50ha以上の規模となっています。

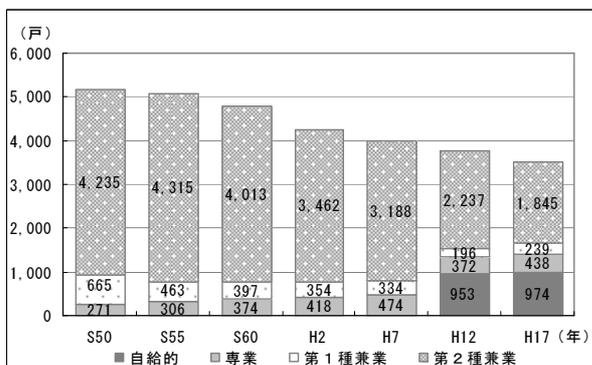


図1-9 農家数の推移
資料：農林業センサス

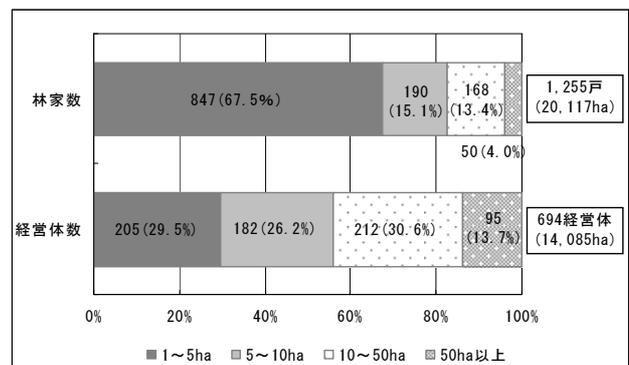


図1-10 平成17年度保有山林規模別林家数・経営体数
資料：2005年農林業センサス

■ 工業

- 製造業事業所数は平成2年から減少傾向にあります。従業者数は増加傾向にありますが、平成21年は減少に転じています。
- 製造品出荷額は、停滞する期間もありますが増加傾向にあります。しかし平成21年は減少に転じ、111,767百万円となっています。
- 園部地域、八木地域では企業誘致が進んでおり、両地域の製造品出荷額は市全体の90%を占めています。また、伝統産業と最先端の産業の融合を目指す拠点として「京都新光悦村」を京都府が整備し、平成18年度から分譲を開始しています(平成22年12月現在、分譲(操業)済みは8社。分譲残区画数は39)。

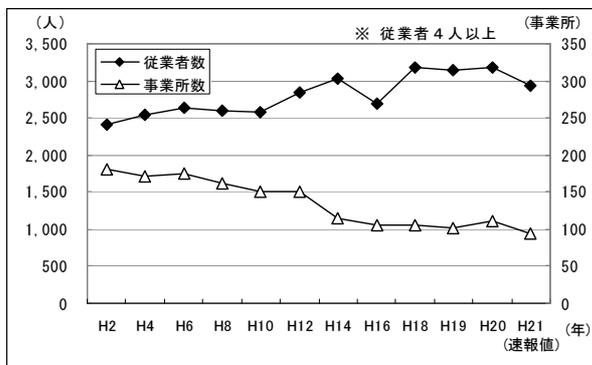


図1-11 製造業事業所数・従業者数の推移
資料：工業統計

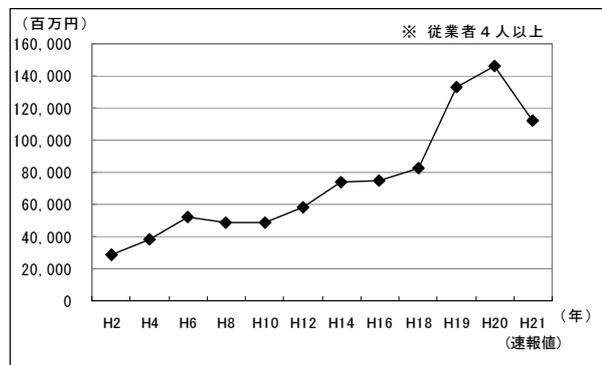


図1-12 製造品出荷額の推移
資料：工業統計

■ 商業

- 商店数および従業者数は、ともに減少傾向にあります。
- 商品販売額は、平成3年まで増加傾向にありましたが、平成6年には減少に転じ、平成11年に回復したものの近年大きく減少しています。

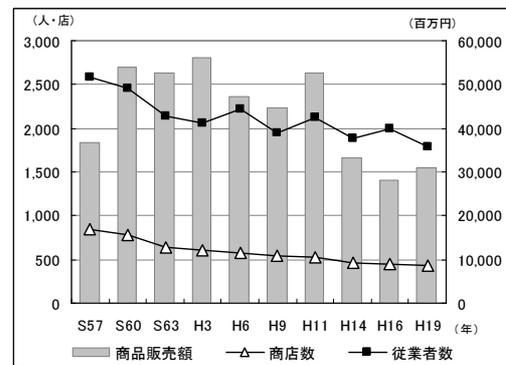


図1-13 商店数・従業者数の推移
資料：商業統計

■ 観光

- 観光入込み客数は、近年やや減少傾向にありますが、平成20年には増加し、約173万人となっています。
- 広大な自然林が広がり貴重な動植物が生息する芦生原生林、日本の原風景として注目を浴びる美山のかやぶきの里、「京阪神の水がめ」といわれる日吉ダム、四季折々の美しさを見せる景勝り溪、桜並木で有名な大堰川河畔などの観光資源があり、多くの観光客が訪れています。

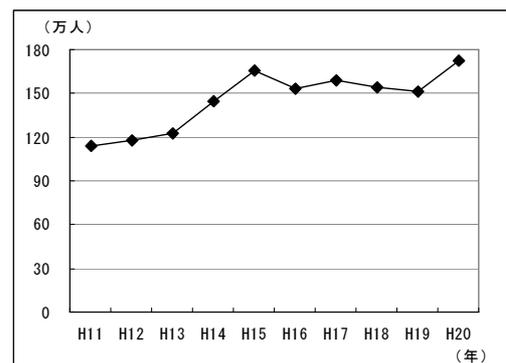


図1-14 観光入込み客数
資料：府観光・コンベンション室

2. 環境の現状

1) 人づくり

環境意識の向上

- 小中学校では、学校内外の奉仕活動や地域の環境に関する学習、学校生活での省エネ※活動などが取り組まれています。しかし、これらの取り組みについて、情報の把握・共有などが十分になされていません。
- 地域の清掃活動や『企業の森づくり』への参加などを通じて、地域環境保全に取り組んだり、本市の良好な環境を活用し、都市圏住民の自然体験活動に取り組んでいる事業者や団体がいます。また、市外から進出してきた事業者の中には、地元と接点を持つ機会があまりなく、地域との連携を希望しているところもあります。
- 市は、広報誌やホームページなどを通じて環境関連情報を発信し、市民の環境保全意識の向上に努めています。また、南丹市地球温暖化対策実行計画を受け、市の事務・事業に伴う温室効果ガス※排出量削減や職員の環境保全意識の向上に取り組んでいます。



吉富小学校でのゴーヤの
植え込みの様子

環境関連団体

- 市内には、エネルギーや水質、森林、生き物、地域の環境保全など、環境に関連する活動を行っている様々な団体が存在しています。これらの団体相互の情報共有の場や、ネットワークの形成などが望まれています。

表 2-1 市内の環境関連活動団体数

団体区分	団体数
環境関連活動団体	11
アダプト制度	25
さわやかボランティアロード団体	14
南丹ふるさとの川愛護団体	11

【アダプト制度】

「Adopt」とは、英語で「養子縁組をする」といった意味があり、アダプト制度とは、公共財を地域で引き受けるといった意味合いの制度のことを指します。京都府は、この制度を通じて、道路・河川などの定期的な美化活動について市民や事業者と協定しています。

環境関連のイベント

- 市内では、自然観察会や各種勉強会（講座）など様々なイベントが開催されており、これらを通じて市民の環境保全意識の向上に努めています。

その他の取り組み

- ISO14001※や KES※などの環境マネジメントシステム※、SGEC 森林認証システム※などを取得し、事業活動を通じて環境保全に貢献している事業者がいます。
- 市内には、環境・エネルギー教育施設である氷室の郷があり、各種設備や施設の運営、開催イベントを通じて来場者の環境保全意識の向上に取り組んでいます。

氷室の郷に導入されている各種環境教育施設

施設内には、新エネ機器などが多数導入されており、これらの機能を通じて環境の大切さを学ぶことができます。機器によって発電された電力は、噴水の動力や夜間照明など施設内で利用されています。



ビオトープ※ 省エネルギー



小型メタンガス発生装置



小型水力発電機



バイオ屋外トイレ

2) 生活環境

大気、騒音・振動、悪臭

- 大気環境について、自動車や排気ガスなどによる問題は特に発生していません。しかしながら、野外焼却や工場・事業所、畜産施設などから発生する悪臭に対する苦情が寄せられています。
- 光化学オキシダント*については、近年大陸からの影響によって本市周辺でも濃度が上昇する現象が起きており、影響が懸念されています。
- 自動車走行騒音については、道路やトンネルの整備が進み道路交通の利便性が高まったことにより、車両走行台数が増え、従来と比べて騒音による周辺環境への影響が広がっています。

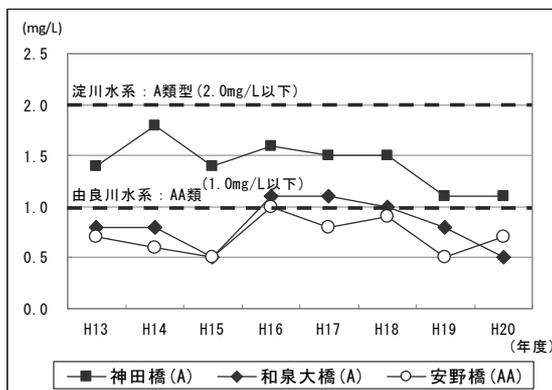
表 2-2 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果

道路名	測定地点	測定年月日		等価騒音レベル (dB)					
		開始	終了	昼間	対環境基準 (基準値 70)	対要請限度 (基準値 75)	夜間	対環境基準 (基準値 65)	対要請限度 (基準値 70)
国道 9 号	八木町八木河原 20	H19. 10. 30	H19. 10. 31	70	○	○	68	×	○
国道 9 号	園部町河原町 4 号 30-1	H19. 10. 10	H19. 10. 11	70	○	○	67	×	○

資料：京都府環境白書

水質

- 河川水質は、京都府および市によって定期的に測定が行われています。この調査結果から、河川水質は概ね環境基準*を満足していますが、淀川水系の BOD*は低下傾向にあり、由良川水系の安野橋地点での BOD は、平成 20 年度に上昇しています。また、市民アンケートや地域ヒアリングで地域の河川水質についてたずねたところ、美山では悪化、園部では改善されてきているという意見が出ています。
- 河川への負荷軽減を目的として、下水道や集落排水処理施設の整備などを進めており、生活雑排水による負荷の軽減に努めています。



※神田橋：淀川水系、和泉大橋・安野橋：由良川水系

図 2-1 BOD 年次値の推移

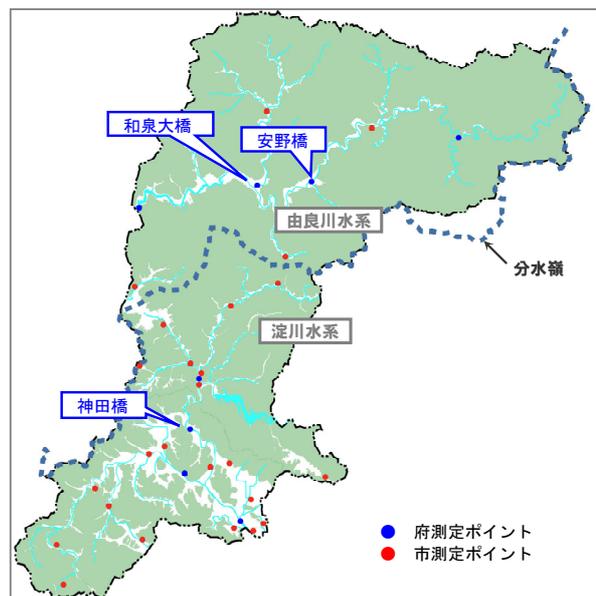


図 2-2 水質調査地点位置図

有害化学物質など

- 有害化学物質[※]は、京都府が内分泌攪乱物質（いわゆる環境ホルモン[※]）やダイオキシン類[※]について、河川水質、底質などの測定を継続的に行っており、過去数年の測定結果を見ると基準値内に収まっています。しかしながら、今後も継続的に監視する必要があります。
- 平成19年度の京都府の測定結果では、降水のpH[※]値に大きな変化は見られず、また地域的な変化も見られません。
- 京都府は、フロン[※]の自主回収や回収・処理技術講習会の開催などフロンの排出抑制に対して積極的な取り組みを推進しており、市でも冷蔵庫やエアコンなどの廃棄物収集を通じて、フロンの適正処理に努めています。

事業活動における環境配慮

- 市は、公害発生の未然防止、公害発生時の適切な対処を図るため、市内41事業者と環境保全協定[※]を締結しています。

公害に関する状況

- 苦情のあった公害については、例年、廃棄物投棄に関するものが多くなっています。また、近年は悪臭、水質汚濁、騒音に関するものも増えてきています。

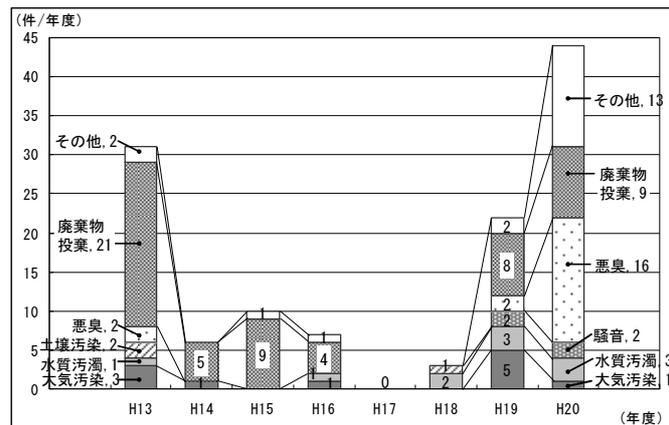


図2-3 公害種類別苦情件数

資料：南丹市

不法投棄など

- 道路路肩や山林、日吉ダム湖周辺などで、生活系ごみや家電、古タイヤなどの不法投棄が見られます。このため、市は、特に不法投棄が問題となっている場所の重点監視やパトロールを実施しています。
- 昔から習慣化している不適切なごみ処理（河川や自己所有地への投棄、野外焼却など）が依然として続けられています。また、河川へのごみ投棄や河畔林伐採後の竹などの放置は、下流域の河川水質悪化やごみ問題、海岸・海での漂流漂着物などに大きく影響しています。



不法投棄の様子

3) 地域環境資源

動植物

- 市内の植生自然度について見ると、コナラ群落、アカマツ群落などの二次林が占める割合が高く（50%）、次いでスギ・ヒノキ・サワラ植林などの植林地（32%）となっています。
- 山林環境の現状としては、アカマツ林がマツ枯れによって壊滅状態となっており、また、カンノナガキクイムシが運ぶ病原菌によってナラ類が大きな被害を受けています。さらに、人工林の間伐が遅れていることやシカの食害など様々な原因が重なることで、森の更新が停滞するとともに、土砂の流出が発生しています。また、全国的に竹林の拡大が問題になっていますが、本市も同様であり、里山、河畔林などの竹林化が進んでいます。
- 京都府レッドデータブックに記載されている貴重な生物種が多数市内に生息しています。その反面、河川の水質悪化による水生昆虫や魚類への影響、農地や里山などの維持管理不足によるこれらの環境に依存する生き物への影響が生じており、生物多様性※の低下が懸念されています。
- 近年、シカ、イノシシ、アライグマ、サルなどによって、水稲や野菜などの農作物、植林木、放流魚など様々な農林産物への被害が多発しています。対策として保護柵の設置などに取り組むことで、被害面積や被害額は減少傾向にありますが、抜本的な対策にはいたっていません。
- 国が実施した自然環境基礎調査では、特定植物群落として、地域の代表的群落、典型的群落など11箇所が選定されています。また、巨樹巨木林として68件が選定されています。また、京都を代表する自然を紹介している「京都の自然200選」には、本市の植物、動物、歴史的な自然環境について、11点が選定されています。

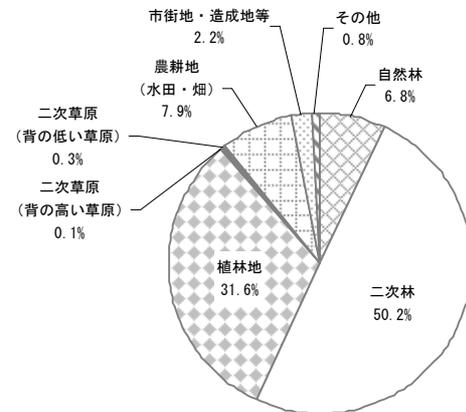


図 2-4 植生自然度の割合

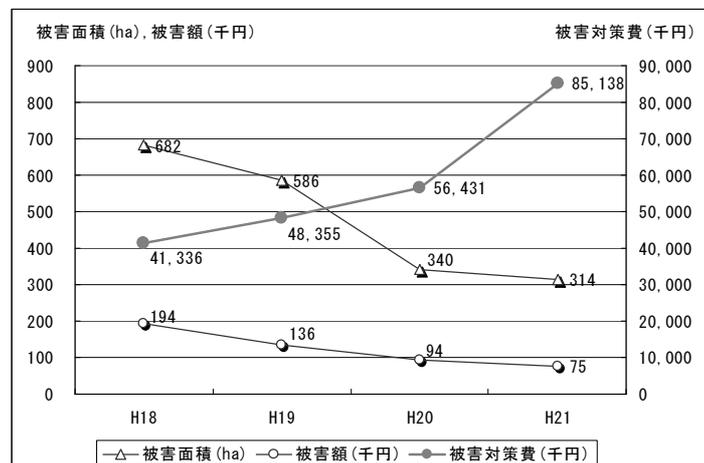


図 2-5 有害鳥獣※被害および対策費の推移

資料：南丹市

森林でのシカ食害の影響について

美山地域など市内山林の一部では、シカの食害によって森林下層植生が（シカが食べない植物を除いて）ほとんど消失するという問題に直面しています。

由良川源流域に位置する京都大学フィールド科学教育研究センター芦生研究林では、シカの食害の有無による植生への影響についての研究などが行われています。



柵の有無による植生状況の違い



柵の中の林床 (本来の姿)



柵に囲まれていない場所は下草がほとんどなく(左)、シカが食べない草だけが生えている(右)



地形・地質

- 南丹地域の多くは森林であり、丹波高原とこれに連なる丹波山地の中に園部盆地、神吉盆地など、数多くの小盆地や谷がつくられています。
- 貴重な地形・地質としては、京都府レッドデータブックに地形6箇所、地質4箇所が示されており、また「京都の自然200選」に2箇所が選定されています。



神吉盆地 (八木町神吉)
(神吉上地区より神吉盆地を望む)



丸山 (日吉町上胡麻)
(JR胡麻駅付近より丸山を見る)

出典：京都府レッドデータブック

景観

- 本市には、田園や里山、社寺、集落によって構成される良好な農村景観や彩り豊かな四季が感じられる自然景観、歴史的な町並みなど、多様な景観資源が存在しています。このため本市は、景観行政団体※として田園風景や歴史的な町並み、里山などの景観の保全に取り組んでいます。
- 日本の原風景と言える農村や河川の美しい景観が残されている「美山かやぶき由良里街道」（大野ダム～かやぶきの里～芦生へと至る約 36km のルート）、若狭から京都へと海産物などを運ぶため古くから往来があり、歴史文化資源が多く存在する「西の鯖街道」（福井県高浜町～美山～京都市京北～京都御所へと至る約 87km のルート）は、それぞれ日本風景街道として登録されています。
（「美山かやぶき由良里街道」は平成 20 年 12 月、「西の鯖街道」は平成 22 年 11 月に登録）
- 市民が主体となって美山町の由良里街道沿い歩道や住宅のまわりに花植えを行う「色のあるまちづくり」の取り組みや、園部駅西口利用事業者が主体となって駅周辺の景観整備を検討する協議会活動など、市民、事業者による景観関連の取り組みが行われています。

公園・自然歩道

- るり溪は、大小種々の急流、飛瀑が随所に見られ、両岸に広葉樹やアカマツが色彩を添えています。京都府は、溪流とその周辺一体を京都府立自然公園に指定しています。また、溪流の音と野鳥のさえずりや虫の音が重なり合い、訪れた人々に心地よい安らぎを与えてくれることから、「残したい日本の音風景※100 選」に選ばれています。
- 四季を通じて手軽に豊かな自然や歴史・文化とふれあうことを目的として、京都府が自然歩道（「近畿自然歩道」、「丹波散策の道」）を整備しています。
- 本市の都市計画公園は、街区公園 16 箇所、近隣公園 1 箇所、総合公園 1 箇所が都市計画決定されており、99.6%の供用率となっています(平成 23 年 4 月 1 日現在)。その他、大堰川の水辺環境を活用した緑地が都市計画決定されています。



るり溪（園部町大河内）

歴史・文化

- 本市は、元和 5（1619）年小出信濃守吉親（後、伊勢守）の開いた城下町で、江戸時代には街道による陸上交通と園部川や大堰川を使った水上交通が盛んであった園部町、645 年頃には丹波国国府が存在したと考えられ、室町時代初頭内藤季継が八木城を築城した八木町、古くから大堰川を利用した筏流しで栄え、江戸時代には薪炭や杉皮など林産物で潤った日吉町、自給自足型を機軸とした農村経済が営まれ、大正には炭焼、茶、箆笥や養蚕などの産業が栄えた美山町の 4 町が、平成 18 年 1 月 1 日に合併し、誕生しました。
- 丹波国の政治、文化の中心として栄え、各時代の権力者からも重視されるなど、わが国の歴史において重要な役割を果たしてきました。
- このため、古代の遺跡や神社、寺院、民俗文化財など、多数の文化財、文化遺産が存在しています。また、かやぶきの里は、伝統的な技法とともに継承された歴史景観が評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。
- また、自然環境が歴史的遺産と一体となり、歴史的風土を形成している歴史的自然環境がいくつか残されています。この中で、「京都の自然 200 選」には城山（八木城跡）、海老谷、頭巾山の 3 箇所が選定されています。



園部城跡（現園部高校）



八木城跡（城山）

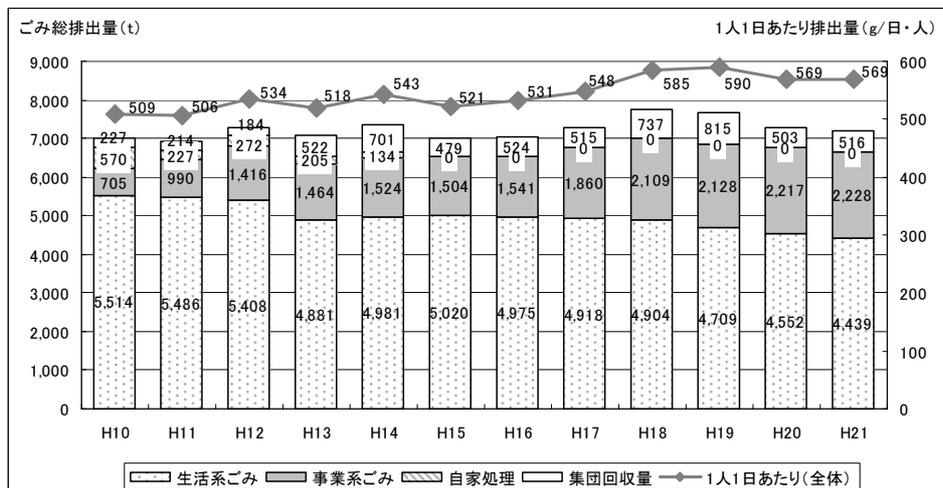
農産物

- 農業産出額は、畜産が 41%、米が 38%となっています。その他に京のブランド産品など（みず菜、壬生菜、春菊、九条ねぎ、伏見とうがらし）の生産が行われています。
- 地域の農作物などを扱う直売所は市内に 19 箇所あり、各種情報発信の場としても重要な役割を担っています。

4) 資源循環

廃棄物

- ごみ総排出量の推移は、平成 18 年度がピークとなっており、その後、減少に転じています。また、生活系ごみは減少傾向にあるのに対して、事業系ごみは増加傾向にあります。1人1日あたり排出量（総排出量を人口で割ったもの）は、平成 21 年度で 569g となっています。
- 平成 16 年の 1 人 1 日あたり排出量は 490g（集団回収・自家処理を除いた場合）であり、日本一排出量の少ないまちとして話題になりました。
- 最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）にて行っており、焼却残さ量が増加傾向にあります。
- 種類別資源化量は、減少した後、近年ほぼ横ばいで推移しており、金属類およびガラス類が減少傾向、その他が一定の水準で推移しています。



※1人1日あたり排出量は、集団回収・自家処理を含んだ値となっている。

図 2-6 ごみ総排出量

資料：環境省資料を基に作成

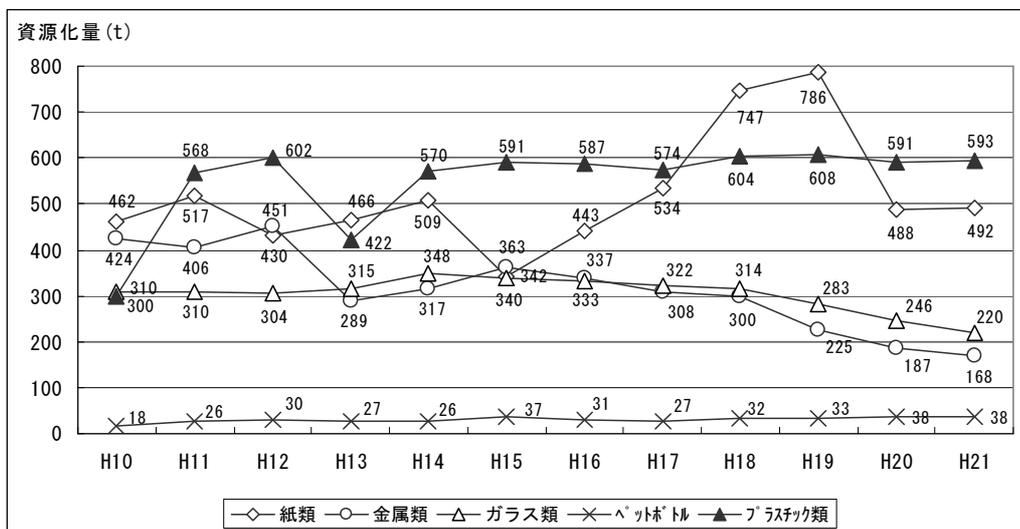


図 2-7 種類別資源化量

資料：環境省資料を基に作成

資源循環

- 本市から発生するバイオマス^{*}の利用率は、賦存するバイオマスの約半分を占めている家畜排せつ物や食品工場残さ、生ごみなど廃棄物系バイオマスが70%、稲わら、林地残材など未利用バイオマスが18%となっています。
- 現在、家畜排泄物の利活用が進んでいますが、今後はバイオマスタウン^{*}構想に基づき、食品工場残さ・生ごみ・下水汚泥のメタン発酵などの利活用を検討する予定です。

エネルギー

- 平成21年度の電灯契約（家庭での使用が主と考えられる契約）での電力需要量は、約7,900万kWhとなっており、過去5年間の平均は約7,800万kWhとなっています。
- 新エネルギー^{*}の導入も進めており、市の施設では、バイオガス発電施設が南丹市八木バイオエコロジーセンターに、太陽光発電システムが5箇所の小・中学校のほか、南丹市役所美山支所、八木防災センター、日吉生涯学習センターなどに導入されています。南丹市八木バイオエコロジーセンターは、新エネ100選^{*}に選定されています。
- 市では、南丹市地球温暖化対策実行計画（30頁参照）の運用を通じて、事務室蛍光灯への反射板の取り付けによる電気使用量の削減、デマンド監視システム導入による電気使用量の管理、給食配膳車へのハイブリッドカーの導入などの対策を行いました。
- 南丹市の環境を守り育てる会は、ゴーヤの種やプランターセットを地域に提供し、グリーンカーテンに取り組みました。また、吉富小学校では、学校公開時などに地域住民に採れたゴーヤの種を配布し、グリーンカーテンの輪を広げています。

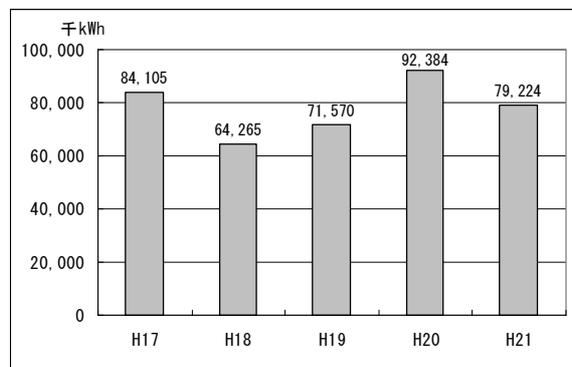


図2-8 電力（電灯契約）需要量の推移
資料：関西電力京都営業所



八木バイオエコロジーセンター



美山支所の太陽光発電設備

水循環

- 市内は、分水嶺を境として中南部が淀川水系、北部が由良川水系となっています。淀川水系に20本、由良川水系に18本の1級河川が存在しています。

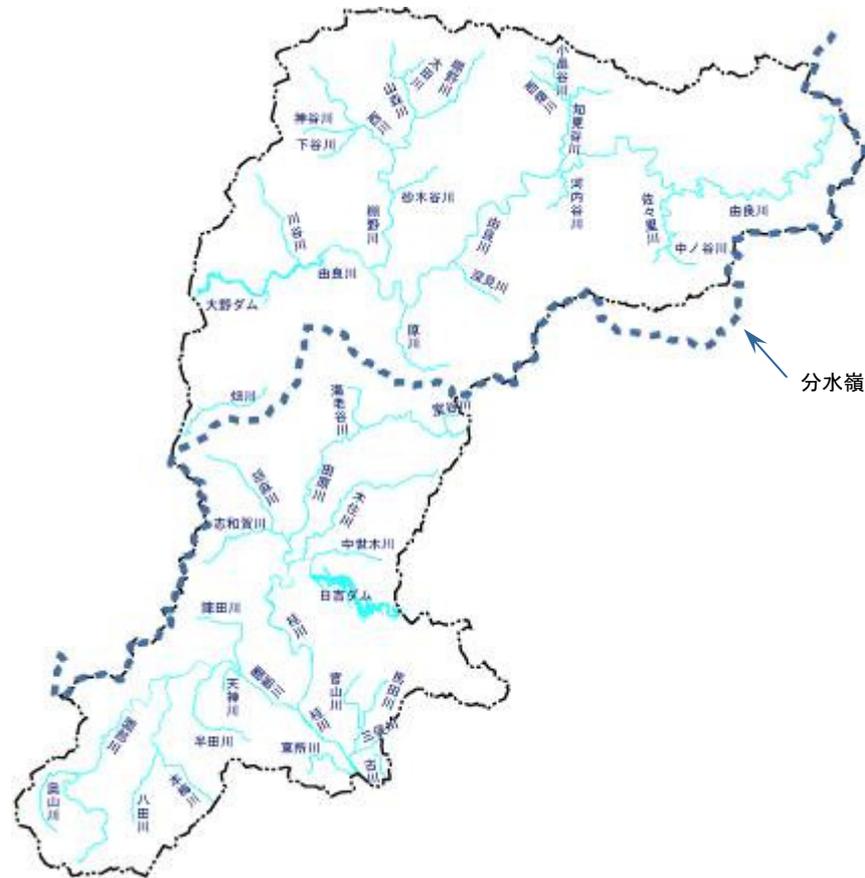


図 2-9 河川位置図 (1 級河川)

- 近年、河川上流部を中心に流出土砂の堆積が進行し、河川全体が浅くなるとともに水面が狭くなり、水辺生物の生息環境に影響を及ぼしています。また、河川護岸は、草木が繁茂することで自然度が高まった半面、河川に人が近づきにくくなり、河川の親水性が失われつつあります。
- 京都府は、平成 21 年 3 月に美山川（由良川上流）の水と緑の豊かな河川環境を保全再生することを目的として、「美山川・やすらぎの川づくり計画」を策定しており、この計画に基づいて河川環境の整備が進められています。
- 湧水や地下水については、水質が良好であり、現在も市民に親しまれています。また、ため池が126箇所存在しており、かんがい用水として利用されています。



神田の水 (美山町下吉田)

3. 温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガスの排出

総排出量

- 本市の平成19年度の温室効果ガス*総排出量は約23万1千t-CO₂であり、京都議定書*に定める基準年度である平成2年度に比べると、約6万7千t-CO₂ (41.1%)増加しています。現状のまま推移すると、本計画の目標年度である平成32年度の総排出量は約24万8千t-CO₂になる見込みです。
- 平成19年度の温室効果ガス総排出量の87.2%を二酸化炭素が占めています。

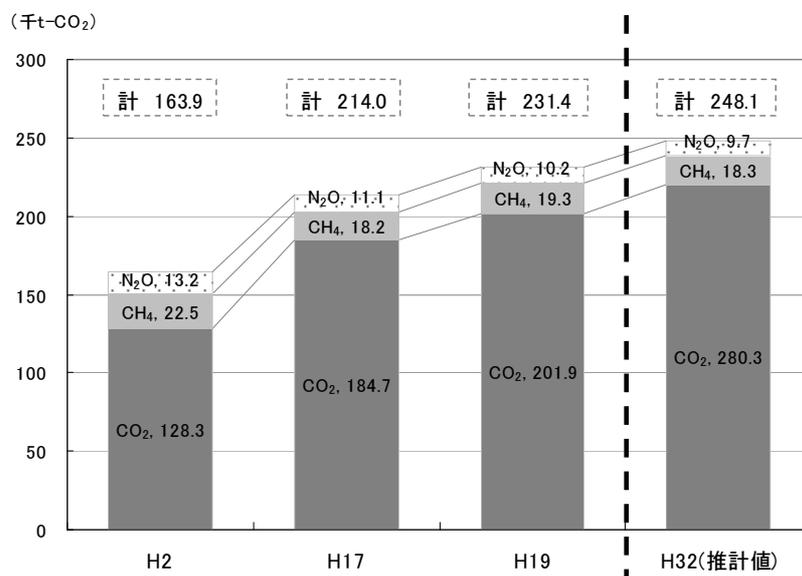
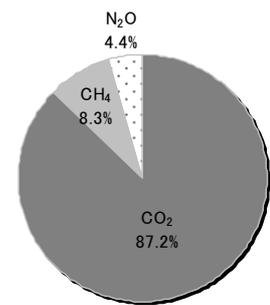


図3-1 温室効果ガス総排出量の推移



H19年度総排出量：約231.4 t

図3-2 温室効果ガス排出量の種類別内訳

温室効果ガスの算定について

本計画では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成21年6月 環境省)」の手法に基づき、対象とする温室効果ガスを設定し、本市の排出量を算定しています。その上で、本計画の目標年度である平成32年度の排出量についても推計しています。

対象とする温室効果ガスについては、以下のとおりです。

(算定方法、将来推計方法などの詳細については資料編参照)

対象分野、部門	温室効果ガスの種類、排出起源など	
エネルギー起源CO ₂	産業部門	農林業、鉱業・建設業、製造業からの二酸化炭素(CO ₂)の排出
	民生業務部門	第3次産業にあたる業種(小売・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、金融・保険・不動産業、情報通信業、公共サービス業、地方公共団体など)からの二酸化炭素(CO ₂)の排出
	民生家庭部門	一般家庭からの二酸化炭素(CO ₂)の排出
	運輸部門	自動車(貨物自動車、旅客自動車、乗用車・軽自動車)、鉄道からの二酸化炭素(CO ₂)の排出
廃棄物	一般廃棄物*の焼却(廃プラスチック類)に伴う二酸化炭素(CO ₂)の排出 一般廃棄物*の焼却、堆肥化処理、埋立処理、下水・し尿・生活排水処理等に伴うメタン(CH ₄)の排出 一般廃棄物*の焼却、堆肥化処理、埋立処理、下水・し尿・生活排水処理等に伴う一酸化二窒素(N ₂ O)の排出	
農業	水田の作付、家畜の飼養、家畜の排せつ物管理等に伴うメタン(CH ₄)の排出 家畜の排せつ物管理、耕地での肥料の使用等に伴う一酸化二窒素(N ₂ O)の排出	

* 一部、産業廃棄物を含む(下水処理後の脱水汚泥)

部門別排出量

- 排出量の部門別内訳をみると、平成2年度は運輸部門が30.3%と最も高い割合を占めており、次いで農業部門(20.9%)、民生家庭部門(19.1%)となっていました。しかし、平成19年度では、産業部門(33.8%)、運輸部門(26.2%)、民生家庭部門(16.5%)となっており、順位に変動が見られます。現状のまま推移すると、今後ますます産業部門のシェアが増加する見込みです。
- 部門別排出量の推移をみると、平成19年度は産業部門が大きく増加しています。また、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門も平成2年度に比べ増加しています。
- 平成19年度の産業部門については、大部分(83.4%)を製造業が占めています。産業部門の排出量の推移をみると、鉱業・建設業は減少傾向、農林業はやや増加傾向にあるのに対し、製造業が大きく増加しています。これは、製造品出荷額の伸び(13頁参照)が影響していると思われます。

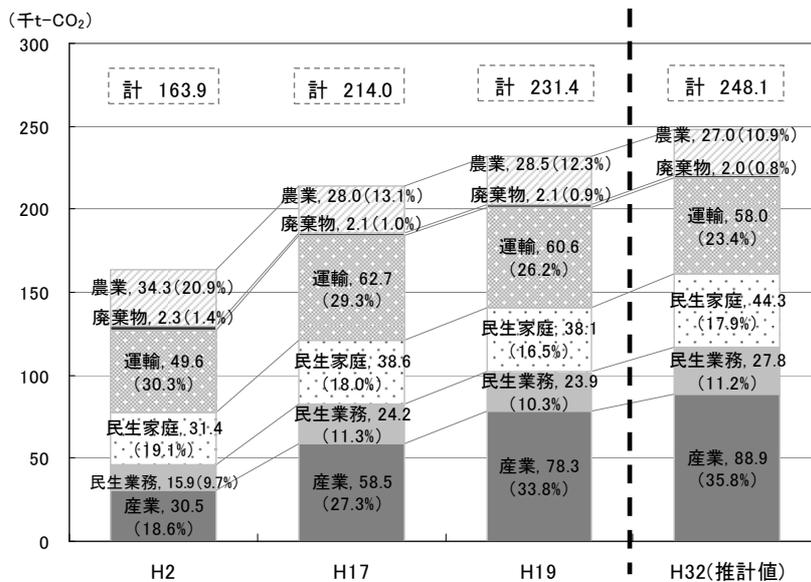
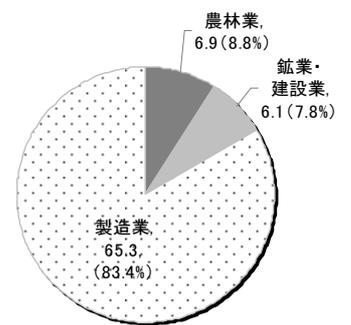


図3-3 温室効果ガス総排出量の推移と部門別内訳



H19年度 産業部門排出量：約 78.3 t

図3-4 産業部門排出量の内訳

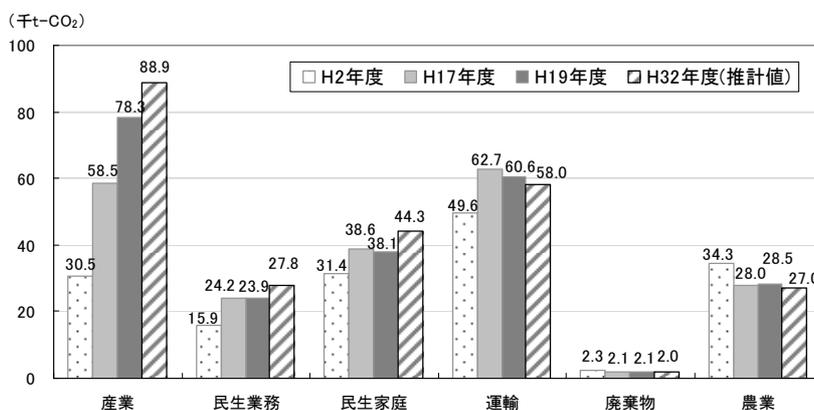


図3-5 温室効果ガス 部門別排出量の推移

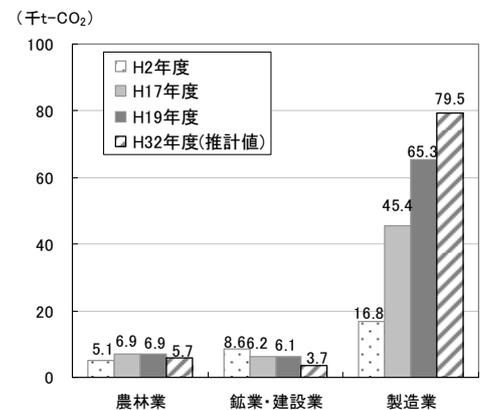


図3-6 産業部門排出量の推移

全国および京都府との比較

ここでは、平成2年度と比べて増加している、産業部門・民生業務部門・民生家庭部門・運輸部門からの二酸化炭素の排出（エネルギー起源CO₂）について、全国および京都府と比較します。

- 部門別構成比をみると、本市は全国および京都府に比べ運輸部門の割合が高くなっています。また、京都府に比べ産業部門の割合が高く、全国に比べ民生家庭部門の割合が高くなっています。
- 京都府のエネルギー起源CO₂排出量の推移をみると、平成19年度は平成2年度に比べて減少しており、本市の排出量推移と傾向が異なります。
- 本市と京都府の部門別推移を比較すると、産業部門について、京都府は減少しているのに対し、本市は産業部門が大きく増加しています。これは製造品出荷額の推移の違いが影響していると見られ、平成2年度以降、京都府は減少した後ゆるやかに増加（近年はやや減少）しているのに対し、本市は大きく増加しています（近年は減少傾向が見られます）。

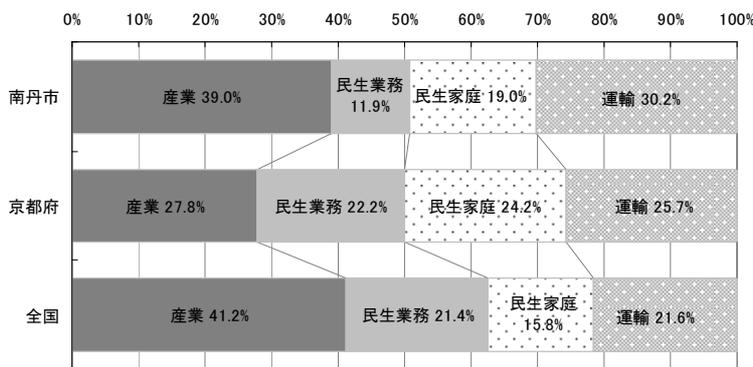


図3-7 平成19年度（2007年度）エネルギー起源CO₂部門別構成比

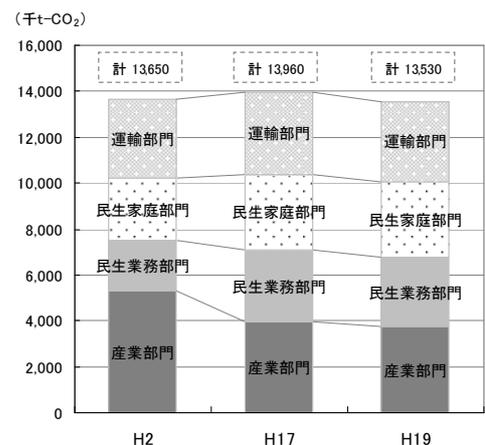


図3-8 京都府におけるエネルギー起源CO₂排出量の推移

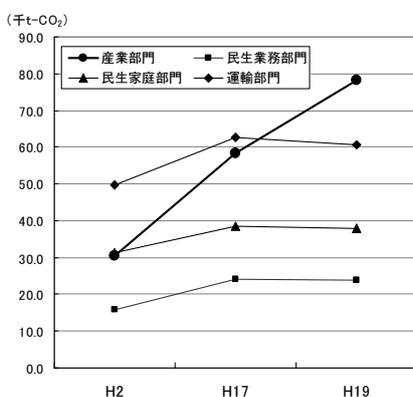


図3-9 エネルギー起源CO₂部門別排出量の推移（南丹市）

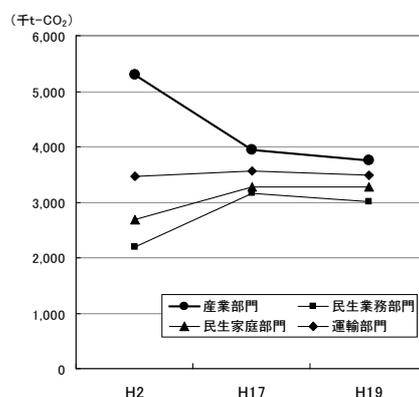


図3-10 エネルギー起源CO₂部門別排出量の推移（京都府）

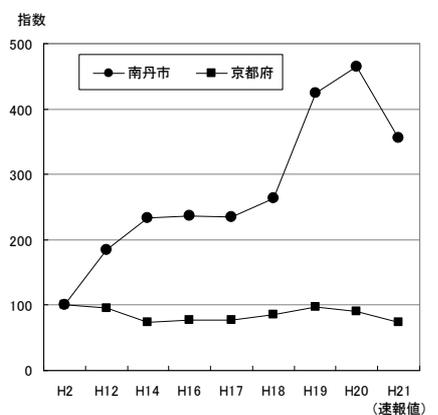


図3-11 製造品出荷額の推移（平成2年度を100とした場合）

2) 森林による吸収

平成19年度の森林による吸収量

森林には二酸化炭素を吸収・固定^{*}する機能があるため、京都議定書^{*}では吸収源として認められています。

広大な面積を有する本市の森林は、その多くを民有林が占めています。平成19年度(2007年度)の無立木地を除いた民有林は、面積が約5万2千haと全体の90%以上を占めており、二酸化炭素吸収量が約17万3千t-CO₂/年と推計されます。

ただし、京都議定書で吸収源の対象となる森林は、森林経営活動が行われている森林であること(1990年以降に人為的な森林施業が行われていること)、新規に植林していることなどの条件があります。

この条件を踏まえると、本市で京都議定書に基づく算定対象となる森林面積は約2万2千haと推計され、その二酸化炭素吸収量は約8万t-CO₂/年と推計されます。

表3-1 京都議定書^{*}に基づいた森林による二酸化炭素吸収量(平成19年度)

	森林面積		二酸化炭素吸収量	
	全面積(ha)	森林経営の対象面積(ha)	全面積分(t-CO ₂ /年)	森林経営の対象面積分(t-CO ₂ /年)
育成人工林	21,610.86	11,200.22	100,630	52,413
育成天然林	3,746.88	1,773.19	10,135	2,737
天然生林	27,364.03	9,933.98	62,148	24,936
合計	52,721.77	22,907.39	172,913	80,086
新規植林分の二酸化炭素吸収量			(t-CO ₂ /年)	286
京都議定書に基づく森林の二酸化炭素吸収量 合計			(t-CO ₂ /年)	80,372

注：民有林(無立木地を除く)に限る

資料：京都府提供資料を基に作成

森林経営活動について

京都議定書に基づく森林吸収量の算定対象となる森林は、新規植林・再植林活動(3条3項)、森林減少活動(3条3項)、森林経営活動(3条4項)が行われた森林となります。

「森林経営活動」とは、以下のように定義づけられています。

育成林の森林経営活動

森林を適切な状態に保つために1990年以降に森林施業(主伐、間伐、下刈り、除伐、植栽など)が行われていること。

天然生林の森林経営活動

法令などに基づく伐採・転用規制などの保護・保全措置が講じられていること(保安林などに指定し措置を講じているもの)。

我が国では、新規植林や森林減少など、森林の土地転用は非常にわずかであり、森林経営活動が行われた森林が主な吸収源となっています。

(森林吸収量算定の詳細については、資料編参照)

森林による吸収量の推移状況

近年（平成 17 年以降）の本市の森林による吸収量は、減少傾向にあります。このまま森林更新の停滞が続き、吸収量の減少も続くと仮定すると、平成 32 年度（2020 年度）の吸収量は約 5 万 t-CO₂/年と見込まれます。

我が国では、基準年度である平成 2 年度（1990 年度）総排出量比 3.8%分の温室効果ガス※（4,767 万 t-CO₂/年）を森林による吸収量にあてて削減する計画であり、その確保に向けて、間伐などの森林整備を推進しています。

間伐などの森林整備は、森林の二酸化炭素吸収機能の増大につながることから、本市でも、吸収量の確保のため、森林整備を推進する必要があります。

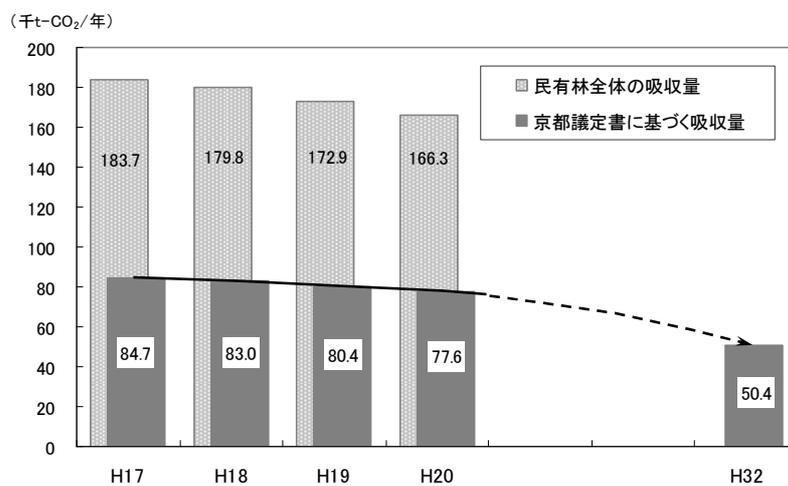


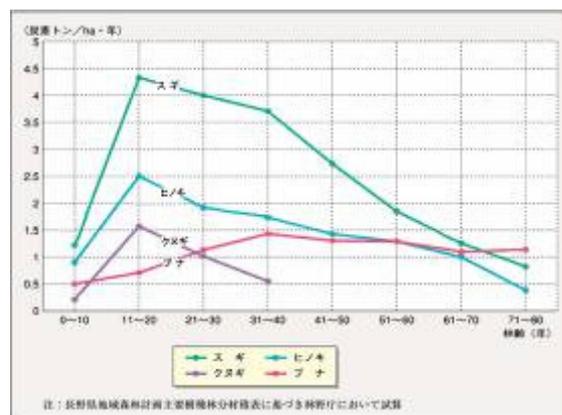
図 3-12 本市の森林による二酸化炭素吸収量の推移

森林の二酸化炭素吸収機能

樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成により体内に固定して成長します。

二酸化炭素を吸収する能力は、成長期の若い森林（林齢：10～40 年生程度）が最も高く、成熟するにつれて低下していきます。また、広葉樹よりも針葉樹の方が大きくなっています。

我が国の育成林は主にスギ・ヒノキなどの針葉樹から構成されているため、育成林を活用することが、吸収量の増加につながるといえます。



樹種別・林齢別炭素吸収量

資料：「森林・林業白書(平成 16 年度版)」林野庁

3) 市の取り組み

南丹市地球温暖化対策実行計画

市では、市の全ての事務、事業を対象として、平成19年度に南丹市地球温暖化対策実行計画を策定しました。この計画では、平成18年度を基準年度として平成24年度までに温室効果ガス排出量を約4.4%削減することを目標としています。

平成20年度実績では、温室効果ガスの排出量を0.52%（下水道（電気）を除くと1.29%^{★3}）削減することができました。

★3 平成21年度、美山宮島・大野地区農業集落排水処理施設を新設したため、削減量が増加

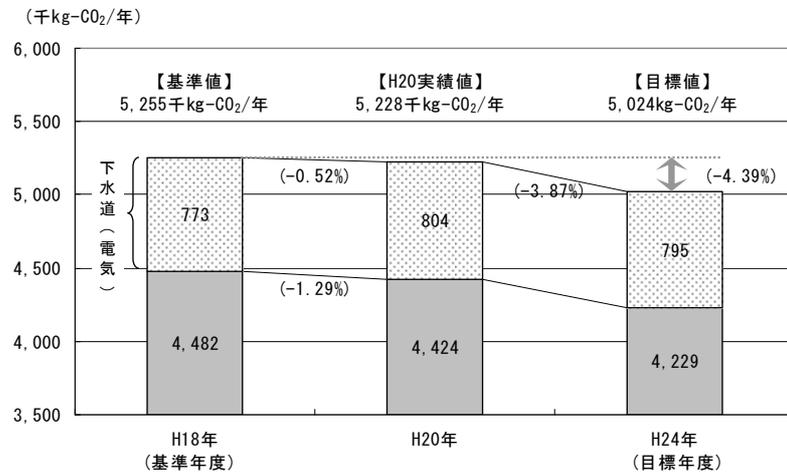


図3-13 南丹市地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量および削減目標

4. 環境の課題

1) 人づくり

- 市内で取り組まれている環境教育について、情報の把握・共有に努め、市の環境保全に活用して行く必要があります。
- 事業者による地域環境保全に向けた活動を推進するため、事業者が活動する機会や場を提供する仕組みづくりが必要です。
- 地域の市民団体などの情報共有の場となるネットワークを形成し、環境保全に向けた活動を支援する必要があります。
- 市民・事業者に対する環境関連情報の発信や各種イベントなどの開催を通じて、意識向上をさらに推進させる必要があります。

2) 生活環境

- 大気環境、悪臭については、概ね良好な状態が保たれていますが、野外焼却や事業所などからの悪臭が問題となっており、防止対策に取り組む必要があります。
- 騒音・振動については、幹線道路沿いや事業所付近など周辺環境への影響の軽減に取り組む必要があります。
- 河川水質を保全するとともにさらなる改善を図るため、生活雑排水、農業排水による河川水質への負荷軽減や浄化対策に取り組む必要があります。
- 有害化学物質^{*}については、現状基準値以内で維持されていますが、今後も継続して監視を行う必要があります。
- 事業活動に伴う環境への影響を軽減するため、今後も事業所と環境保全協定^{*}を締結し、公害発生の未然防止などに取り組む必要があります。
- 不法投棄、ごみのポイ捨ての削減に向けて、市民の意識向上を図るとともに監視を強化する必要があります。また、不法投棄が行われない環境づくりを行うなど抜本的な対策について検討する必要があります。
- 河川上流域の住民は、上流のごみが大下流域に影響を及ぼしていることを理解し、ごみが河川へ流入しないように努める必要があります。

3) 地域環境資源

- 本市の豊かな自然環境を保全するとともに、さらに良好な状態へ回復させる必要があります。
- シカの食害など様々な原因に伴う森林更新の停滞、土砂の河川への流出など、本市の自然環境を取り巻く様々な課題に対して、総合的に対策を検討する必要があります。
- 市域に存在する貴重な動植物を計画的に保全する必要があります。
- シカ、イノシシ、アライグマ、サルなどの食害への対策を継続的に進めるとともに、抜本的な取り組みについても検討する必要があります。
- 日本の原風景的な自然景観や歴史的な町並みなどの保全、整備に努めていく必要があります。
- 市内の公園や自然歩道などを活用し、自然と触れ合う機会を創出する必要があります。
- 市内に残されている多数の文化財や文化遺産、代々伝わる地域の伝統などを守るとともに、次の世代に伝えて行く必要があります。

4) 資源循環

- 増加傾向にある事業系ごみの排出削減、家庭系ごみ削減のさらなる推進に努める必要があります。
- 資源ごみの分別回収、集団回収などを推進し、3R^{*}の推進を図るとともに、最終処分量の削減に努める必要があります。
- 現在未利用のバイオマス^{*}について、効果的な利活用を図る必要があります。
- 電気、石油などエネルギー需要量の削減を図るとともに、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換、再生可能エネルギー^{*}の普及に努める必要があります。
- 生き物の生息環境、親水性など、河川環境の改善を図る必要があります。
- 地下水、湧水、ため池など、水環境を保全し良好な状態を維持する必要があります。

5) 温室効果ガスの発生状況

- 市内から発生する温室効果ガス^{*}排出量は増加傾向にあり、温暖化の促進につながっていることから、削減に向けて取り組む必要があります。
- 特にエネルギー起源CO₂（産業部門・民生業務部門・民生家庭部門・運輸部門）の排出量が増加していることから、これらの削減に取り組む必要があります。
- 森林の持つ二酸化炭素吸収機能を十分に活かし、森林による吸収を一定量確保するためにも、森林の手入れを進める必要があります。

第3章 計画の目指すもの

1. 目指す環境像

ここでは、本市の環境の現状と課題、市民の環境に対する意識、南丹市総合振興計画などを踏まえ、基本理念を明確にし、それに基づいて本市が目指す将来の環境像を示します。

1) 基本理念

意欲のある人

私たちは、環境をよくするために自ら考え、行動する、意欲のある人を目指します

環境保全のためには、一人ひとりの日常生活やあらゆる事業活動が、地域の環境にさまざまな影響を及ぼすことを認識し、行動することが重要です。環境を^{いつく}慈しむ心を育み、環境をよくするにはどうすべきか、自ら考え、行動する、意欲のある人を目指します。

きずなを結ぶ

私たちは、環境を^{いつく}慈しむ心をとおして「人と人」を結び、きずなの強いまちを目指します

一人ひとりの取り組みが一体となった時、大きな力が生まれ、まち全体の活気にもつながります。環境を慈しむ心をとおして、人と人がきずなで結ばれたまちを目指すとともに、市外への結びつきも広げ、人が行き交うまちを目指します。

資源を活かす

私たちは、限りある資源を活かし、持続的に発展するまちを目指します

私たちは、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直す必要があります。環境への負荷の低減に努め、限りある資源を大切にし、活かすことで、将来にわたり良好な暮らしを保つとともに、まちの持続的な発展を目指します。

自然と共生

私たちは、豊かな自然を守り、将来に残すため、人と自然が共に生きるまちを目指します

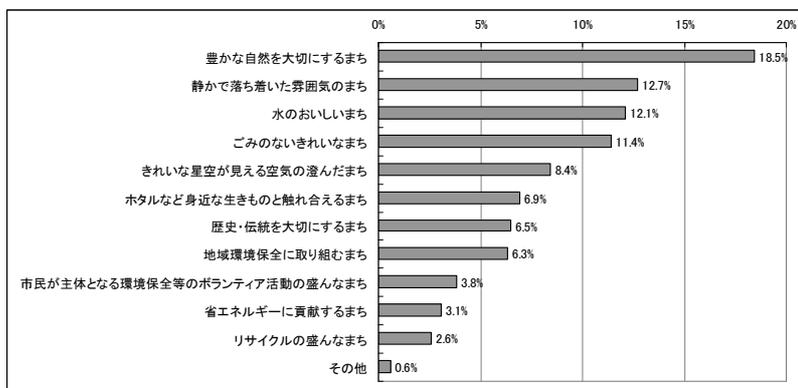
豊かな自然環境は、私たちにさまざまな恩恵を与えてくれます。このかけがえのない財産を将来に残すため、自然を愛し、自然環境と調和したまちづくりに努め、人と自然の共生を目指します。

2) 市民の望む南丹市の将来の姿

意識調査によると、自然を大切にすまち、自然に囲まれたまち、きれいな緑や川などの豊かな自然環境、おいしい水や澄んだ空気といった快適な生活環境が、特に望まれているといえます。

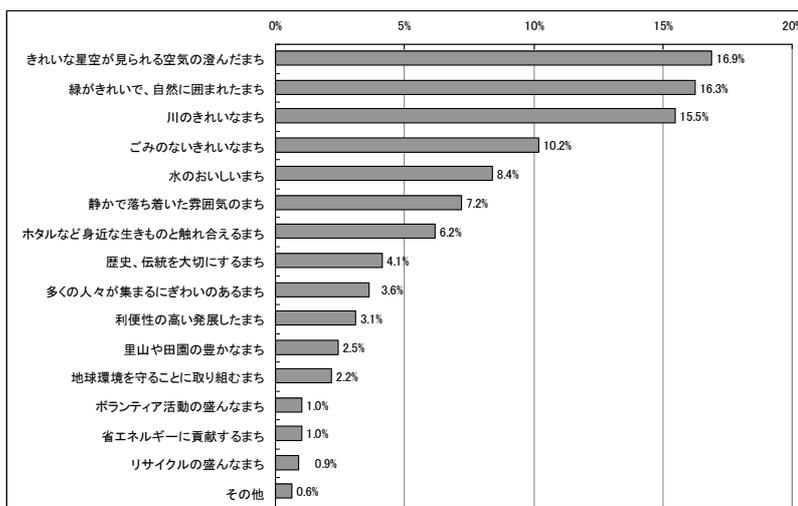
【南丹市の将来の望むイメージ —市民アンケート調査結果より—】

市の将来のイメージとしては、「豊かな自然を大切にすまち」「静かで落ち着いた雰囲気のみち」「水のおいしいまち」が求められています。



【南丹市の将来の望むイメージ —中学生アンケート調査結果より—】

市の将来のイメージとしては、「きれいな星空が見られる空気の澄んだまち」「緑がきれいで、自然に囲まれたまち」「川のきれいなまち」が求められています。



3) 目指す環境像

前述した基本理念に基づき、意識調査による市民の望む本市の将来の姿を踏まえ、目指す「環境像」を次のように定めます。

環境像

自然と人が結びあう “いきいき”南丹市

本市は、個性あふれる4つの地域が合併したまちです。

るり溪、芦生原生林をはじめとする山林、そこから流れる由良川、桂川などの河川、その間に形成された盆地に広がる農地といった、多様な自然環境が身近に存在しています。

この自然環境を背景に、農林業も盛んで、自然の恵みを活かした特産品が魅力となっています。豊かな自然は人々に憩いを与え、観光資源にもなっています。

また、本市は美しい景観に恵まれており、景観行政団体※となっています。丹波国の政治・文化の中心地として栄えてきたことから、歴史的・文化的遺産も随所に存在しています。

さらに、本市には、それぞれの地域に、人、環境活動団体、事業者、高等教育機関などが存在します。愛すべき本市の環境を慈しむ心をとおして、それぞれがきずなで結ばれたまち、自然と人とが結ばれたまち、さらに市外にも結びつきを広げ、環境を軸としたまちの発展を目指します。

そして、“いきいき”は、基本理念である

い：意欲あふれるまち（一人ひとりの率先した取り組みが広がるまち）

き：きずなの強いまち（人と人、人と地域が結びついたまち）

い：活かすまち（限りある資源を活かし、持続的に発展するまち）

き：共生するまち（人と自然が共生し、豊かな自然あふれるまち）

に基づくほか、

人がいきいき：快適な環境により、一人ひとりが生き生きと暮らすまち

自然がいきいき：自然を守り、親しむことにより、自然が息づくまち

まちがいきいき：人が行き交い、産業が発展することにより、活気あふれるまち

を目指すという意が込められています。

2. 計画の基本目標

ここでは、本市の「環境像」を実現するため「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」の4つの視点から、本計画を推進する上での基本目標を定めます。

人づくり

環境を^{いつく}慈しむ心を育み、自ら考え、行動し、協力し合います

本市の将来を担う子どもたちをはじめ、市民、事業者すべての人の「環境を^{いつく}慈しむ心」を育み、それぞれが自らどうすべきか考え、率先して行動することを目指すとともに、みんなで協力し合うことにより、大きな力を生み出します。



子どもたちによる水辺の観察会（八木町西田）

生活環境

思いやりを大切にし、みんなが快適に暮らせるまちを創ります

誰もが安全で安心した暮らしができるよう、公害の防止に努めるほか、思いやりの心を大切にし、まちの美化や身近な場所への植栽などに取り組み、みんなで快適な空間を創り、守ります。



地域が協力して行う美化活動
（JR園部駅西口の清掃）

地域環境資源

自然・歴史・文化 南丹のかがやきを守り、伝えます

自然資源・歴史資源・伝統文化など、地域の個性あふれる資源（財産）に積極的に触れ、みんなで大切に守り、未来に伝えます。



府登録文化財となっている牧山の松明行事
（日吉町中世木の普門院）

資源循環

水・もの・エネルギーを有効活用し、環境への負荷が少ないまちを創ります

本市は由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置することから、下流地域のこととも思いやりながら、流域全体の水環境保全に貢献します。

また、ごみの減量化や3R※、エネルギーや資源の有効活用および循環を推進し、環境への負荷の少ない、持続可能なまちづくりに取り組みます。



美山川のクリーンリバー作戦
（由良川上流にあたる美山川）

計画の体系

基本理念

私たちは、環境をよくするために自ら考え、行動する、意欲のある人を目指します

意欲のある人

私たちは、環境を慈しむ心をとおして「人と人」を結び、きずなの強いまちを目指します

きずなを結ぶ

私たちは、限りある資源を活かし、持続的に発展するまちを目指します

資源を活かす

私たちは、豊かな自然を守り、将来に残すため、人と自然が共に生きるまちを目指します

自然と共生

環境像

自然と人が結びあう“いきいき”南丹市

基本目標

〈人づくり〉

環境を慈しむ心^{いつく}を育み、自ら考え、行動し、協力し合います

第4章 P.40へ

- 環境教育・環境学習・体験活動を推進します
- 環境に関する情報を収集、提供し、意識向上に取り組みます
- 環境活動団体やリーダーの育成・支援に取り組みます
- 環境活動のための協働体制づくりに取り組みます

〈生活環境〉

思いやりを大切にし、みんなが快適に暮らせるまちを創ります

第4章 P.43へ

- 公害のない、健康に暮らせる環境を維持します
- ごみのポイ捨て・不法投棄をなくします
- 心が安らぐ快適空間を創出します

〈地域環境資源〉

自然・歴史・文化
南丹のかがやきを守り、伝えます

第4章 P.47へ

- 山林・川・里の自然環境を保全します
- 生物多様性を保全します
- 伝統ある歴史・文化を伝承します
- 美しい景観を保全します
- 地域資源を活かした産業・観光を振興します

〈資源循環〉

水・もの・エネルギーを有効活用し、環境への負荷が少ないまちを創ります

第4章 P.52へ

- 市域外にも配慮した水環境保全を推進します
- 3R^{*}を推進します
- 資源やエネルギーの有効活用を推進します
- 地産地消^{*}を推進します

5つの重点プロジェクト設定

第5章 P.57へ

特に資源・エネルギーの活用について

温室効果ガス^{*}の削減目標 設定

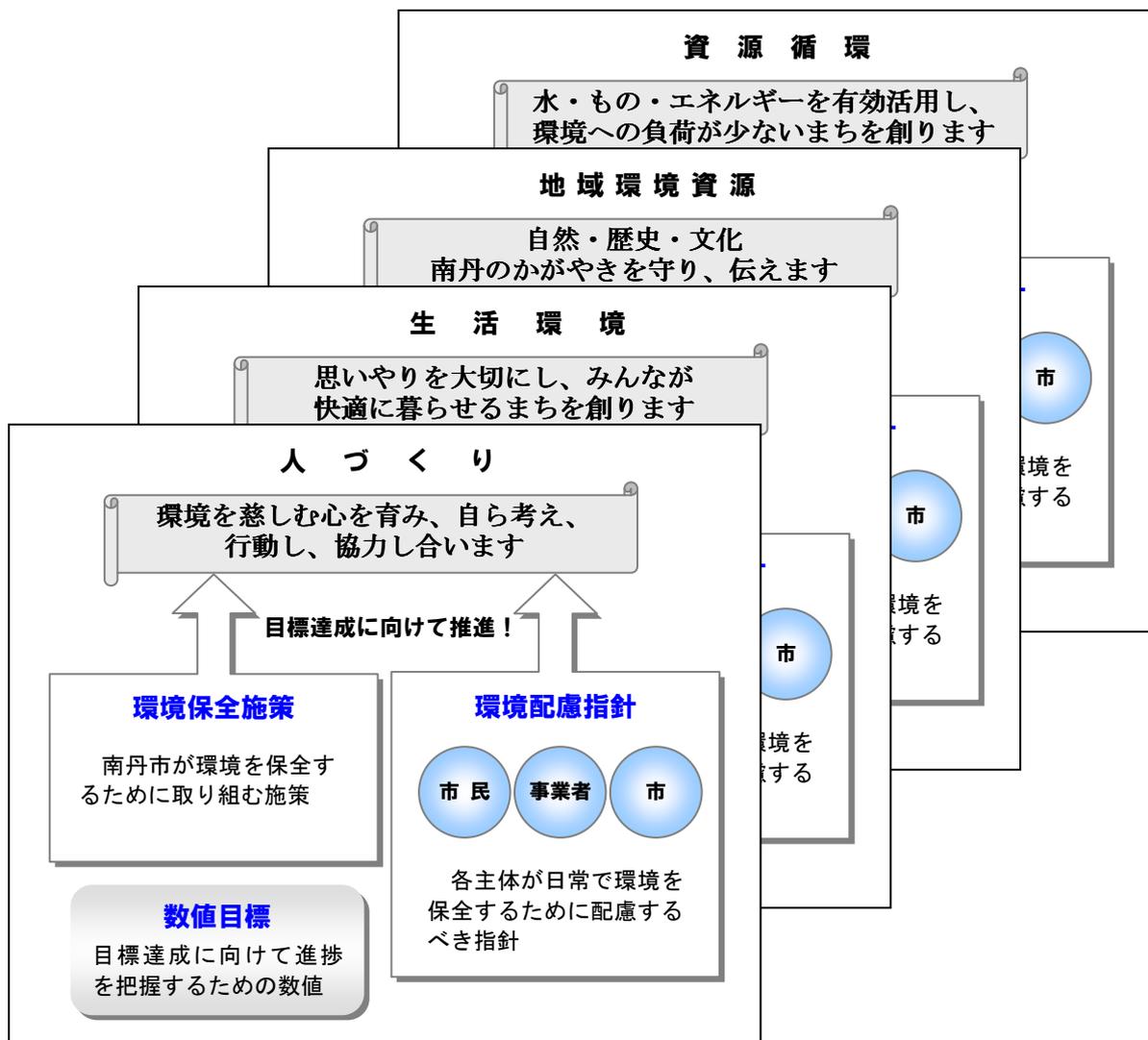
第6章 P.73へ

第4章 基本計画

ここでは、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」に定める4つの基本目標を達成するため、主として市が取り組む「環境保全施策」、市民・事業者・市の各主体が日常的な活動の中で取り組む「環境配慮指針」について示します。

また、基本目標の達成度を評価するため、それぞれについて「数値目標」を設定し、その推移から計画の進捗状況を把握します。

自然と人が結び合う “いきいき” 南丹市



基本計画の構成

1. 人づくり

基本目標

環境を^{いつく}慈しむ心を育み、自ら考え、行動し、協力し合います

本市の環境をより良いものにするためには、市民、事業者一人ひとりの「環境を^{いつく}慈しむ心」を育むことが重要となります。そのために、学校や家庭・事業所など地域全体で環境教育・環境学習に取り組むとともに、そのような機会やイベント、各種環境関連情報の把握・共有・提供を実施します。

また、環境教育・環境学習の指導者となる人材や団体の育成・支援に取り組み、これらの人々を中心とした環境保全活動の推進、すべての主体が協働して取り組む体制づくりを行います。

環境保全施策

① 環境教育・環境学習・体験活動に取り組みます

《学校での取り組み推進》

- 環境教育の推進
- 美化活動や環境保全活動の推進
- 食育^{*}の推進
- 生物調査の実施

《地域全体での取り組み推進》

- 環境教育講座・講習会などの開催
- 環境学習拠点の活用
- 様々な主体による美化活動の支援
- 食育の推進
- 生物調査の実施
- 林業体験学校の開催

② 環境に関する情報を収集、提供し、意識向上に取り組みます

- 環境関連情報の発信
- 環境関連の総合情報サイト
(環境関連情報のネット拠点) など情報拠点の整備
- 市の環境や地球環境問題に関連した情報の発信
- 事業者に対する環境関連技術や助成制度などの
情報提供

③ 環境活動団体やリーダーの育成・支援に取り組みます

- 環境に関連した NPO など民間団体の育成・支援
- 森林ボランティア※の活動支援
- 環境に関連したリーダーの育成
- 環境に関連した人材バンクの構築
- 「南丹市の環境を守り育てる会」の活動支援

④ 環境活動のための協働体制づくりに取り組みます

- 環境基本計画推進体制の整備
- 地域における市民と事業者の協働の場づくり

環境配慮指針

① 環境教育・環境学習・体験活動に取り組みます

市民

環境に対する関心・認識を深め、環境に配慮した生活を実践していくため、市や京都府などが開催する学習会や市民講座、地域の自然観察会など体験活動に積極的に参加します。

事業者

環境に対する関心・意識を高めることに努めます。市や京都府が開催する環境関連セミナーなどへ積極的に参加するとともに、地域など社外での環境保全活動に参加・協力します。

市

環境に関連する学習会や市民講座、セミナーなどを開催し、市民・事業者が環境に対して理解を深める機会を増やします。また、庁内でも勉強会などを開催し、職員の環境保全意識を高めます。

② 環境に関する情報を収集、提供し、意識向上に取り組みます

市民

環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また、市などが行う情報収集に協力します。

事業者

環境に関する情報に関心を持ち、理解を深め行動するように努めます。また、社外に対して自社の環境関連情報を発信するとともに、市などが行う情報収集に協力します。

市

市域の環境の状況を継続して把握します。また、近隣自治体、京都府、国などと連携して環境関連情報の収集に努めるとともに、市民や事業者に対して積極的に情報発信を行います。

③ 環境活動団体やリーダーの育成・支援に取り組みます

- 

市民 地域や環境関連団体の活動に参加・協力し、市内の活動を活性化させます。
- 

事業者 地域や関連する環境関連団体の活動について支援・協力をを行い、市内での活動の活性化に寄与します。
- 

市 市内の環境活動団体に対して活動支援を行うとともに、新たな団体やリーダーの育成に努めます。また、市内の環境活動団体やリーダーを把握し、その情報提供に努めます。

④ 環境活動のための協働体制づくりに取り組みます

- 


市民 事業者 環境基本計画を推進するため計画推進母体へ参画するとともに、各種取り組みに率先して参加します。
- 

市 市民・事業者への参画を呼びかけ、三者の協働による環境基本計画の推進母体の整備を行います。

数値目標

項目	現状 (H21 年度)	目標 (H27 年度)	備考
①環境関連団体・アダプト団体	36団体	50団体 以上	【 H21 年度 】 環境関連団体：11 団体 アダプト団体：25 グループ
②森林ボランティア*数	7 団体	10 団体 以上	
③環境関連講座・イベントの実施回数	8 回	15 回 以上	
④環境関連の総合情報サイト へのアクセス数	—	5,000 件 以上	

2. 生活環境

基本目標

思いやりを大切にし、みんなが快適に暮らせるまちを創ります

きれいな空気や水などの生活環境は、健康で安全に生活を送る上での重要な要素となります。私たちの生活や事業活動がこれらに負荷を与えることを防ぎ、快適な生活を送ることができるまちを目指します。

また、各主体の協働により、ごみのポイ捨て防止や緑化活動など、環境美化に向けた取り組みを推進し、心安らぐ空間を創出します。

環境保全施策

① 公害のない、健康に暮らせる環境を維持します

《公害の未然防止に向けた取り組み》

- － 水質への負荷低減 －
 - 工場排水による負荷の低減
 - 生活排水による負荷を低減する取り組みの普及
 - 環境配慮型農業による水環境への負荷低減
 - 公共下水道・集落排水への接続の推進
 - 合併処理浄化槽の設置
- － 大気への負荷低減 －
 - 工場などの排煙による負荷の低減
 - 野外焼却の防止
 - 自動車の排ガス対策
(公共交通機関の利用推進などを含め)
 - 悪臭発生防止のための対策
- － 騒音・振動など －
 - 工場、店舗などによる騒音・振動対策
 - 自動車による騒音・振動対策
 - 工場、店舗などによる光害対策
- － 全般(事業所への対策) －
 - 事業所との環境保全協定の締結
 - 事業所に対する各種規制基準遵守の徹底

《有害化学物質※対策の取り組み》

- 有害化学物質に関する情報の収集・提供
- 工場に対する指導や工場排水の監視の強化
- 無・低農薬野菜の栽培推奨
- 酸性雨※についての情報発信
- オゾン層※破壊についての情報発信
- 光化学オキシダント※など越境汚染物質についての情報発信

② ごみのポイ捨て・不法投棄をなくします

- 不法投棄の監視・定期的な見回り実施
- ごみのポイ捨て・不法投棄の防止に向けた意識向上
- 様々な主体による美化活動の支援

③ 心が安らぐ快適空間を創出します

- 身近な公園整備の推進
- 住民による緑化活動の推進
- 各種団体による街路樹管理の支援
- 事業者による緑化活動の推進

環境配慮指針

① 公害のない、健康に暮らせる環境を維持します

市民

騒音、悪臭など、日常生活に伴う環境への負荷をできるだけ軽減するように努めます。また、下水道への接続や合併処理浄化槽設置を行い、河川水質への負荷を軽減します。

事業者

騒音、悪臭など、事業活動に伴う環境への負荷をできるだけ軽減するように努めるとともに、事業活動に伴う排水の適正な処理、燃料や化学物質などの適正な使用や管理を徹底します。また、市と環境保全協定*を締結します。

市

快適な生活環境を維持するため、市民や事業者の活動による環境への影響抑制に努めます。また、事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止に努めます。

② ごみのポイ捨て・不法投棄をなくします

市民

道路、山林、河川などへのごみのポイ捨てについて、自らが行わないとともに、外部からの持ち込みなどについて監視を行います。また、家庭ごみはルールに従って適正に処理します。

事業者

過剰なサービスの見直しや製品の長寿命化を進めるなど、廃棄物の発生防止に取り組むことで、不法投棄の抑制に努めます。また、事業活動で発生した廃棄物は、適切に処理します。

市

ごみのポイ捨て、不法投棄を防止するため、市民・事業者の意識向上に努めます。また、地域住民や関係機関と協力して監視パトロールなどを行い、発生抑制に取り組めます。

③ 心が安らぐ快適空間を創出します

市民

家庭での、みどりづくりを努めます。また、地域での緑化活動などに積極的に参加します。

事業者

事業所内の緑地の確保や、緑化を推進します。また、地域での緑化活動などに積極的に参加・協力します。

市

公共施設や街路の緑化、誰もが身近に親しめる公園・緑地、親水空間の整備を進めます。また、地域の緑化活動を支援します。

数値目標

項目		現状 (H21年度)	目標 (H27年度)	備考	
①下水道区域水洗化率		79.8 %	95 % 以上		
②合併浄化槽区域水洗化率		87.9 %	91 % 以上		
③河川の水質	越方橋	pH*	6.8~7.7	6.5~8.5 以内	大堰橋のBODは、 H21年度に目標をクリア しているものの、 H19年度「1.2」 H20年度「1.2」であった ため経過確認が必要である
		BOD*	0.8	0.7 未満	
		SS*	4	4 未満	
	大堰橋	pH	6.5~7.3	6.5~8.5 以内	
		BOD	0.7	1.0 未満	
		SS	3	3 未満	
	出合橋	pH	7.0~8.0	6.5~8.5 以内	
		BOD	0.6	0.5 未満	
		SS	1	1 未満	
	和泉大橋	pH	6.5~7.4	6.5~8.5 以内	
		BOD	0.6	0.5 未満	
		SS	1	1 未満	
④公害防止協定*の締結数		41 事業所	47 事業所 以上	環境保全協定*も含む	
⑤都市計画公園の供用率		95.6 %	100 %		

3. 地域環境資源

基本目標

自然・歴史・文化 南丹のかがやきを守り、伝えます

本市は、多様な自然環境やその恵みを活かした特産物、美しい景観や文化遺産など、豊かな環境資源を有しています。しかし、一方では森林の荒廃や土砂の河川への流出、耕作放棄地^{*}や管理放棄山林の増加など、さまざまな課題を抱えています。さらに、地域の伝統や文化遺産などを次の世代に伝承する必要があります。

各主体が地域の環境資源を大切にし、その保全に取り組むとともに、本市ならではの資源を活かした産業・観光の振興を目指します。

環境保全施策

① 山林・川・里の自然環境を保全します

《山林の保全》

- 森林組合などとの連携による適正な人工林の管理
- 市内産出木材の活用推進
- 間伐材の活用推進
- 自然環境保全についての情報発信
- 森林アドバイザー^{*}の養成・活動支援

《河川の保全》

- 河川水質調査の実施
- 漁業協同組合などとの連携による河川清掃
- ダム湖周辺の環境保全
- 河川における近自然工法などの導入推進
- 河川環境に配慮した農法の普及

《里地・里山^{*}の保全》

- 南丹型里地里山保全の手法の検討
- 地域での里山保全活動の推進
- 耕作放棄地対策の実施
- 企業の森づくり活動の支援

② 生物多様性*を保全します

- 生物調査の実施
- 生物多様性保全に向けた地域活動
- 希少生物の保護の推進
- 外来生物への対策の実施
- 生物多様性保全についての情報発信
- 有害鳥獣*対策の推進

③ 伝統ある歴史・文化を伝承します

- 歴史文化遺産の保存・修理・修復の実施
- 歴史文化財の保護・活用の推進
- 伝統行事・風習・食文化の伝承支援

④ 美しい景観を保全します

- 自然景観の保全
- 景観保全についての情報発信
- 農村景観の維持
- 良好な市街地景観の形成
- かやぶき民家群の保全

⑤ 地域資源を活かした産業・観光を振興します

- 古道・遊歩道の環境整備の推進
- 京都新光悦村の体験型観光施設としての活用推進
- 農村環境、自然環境を生かしたグリーンツーリズム*の推進

環境配慮指針

① 山林・川・里の自然環境を保全します

市民

山林・川・里など身近な自然環境を保全するため、地域で行われる環境保全活動に積極的に参加するとともに、これらの取り組みを通じて自然環境に対する意識を向上させます。

事業者

山林・川・里など身近な自然環境を保全するため、地域で行われる環境保全活動に積極的に参加・協力します。

市

山林・川・里など身近な自然環境を保全するため、各種環境保全活動の開催や地域での活動を支援します。

② 生物多様性*を保全します

市民

生物多様性の意義や重要性を理解し、地域での生物多様性の保全につながる活動に参加するとともに、日常生活の中で、生物多様性保全を意識した行動に努めます。

事業者

生物多様性の意義や重要性を理解し、事業活動による生物多様性への影響を把握・抑制するとともに、地域での生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加・協力します。

市

市民・事業者の生物多様性についての認識を高める施策を進めるとともに、市の事務事業の中で、生物多様性保全に努めます。

③ 伝統ある歴史・文化を伝承します

市民

地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加します。

事業者

地域の歴史や文化に関心を持ち、その保存・継承に参加・協力します。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加・協力します。

市

歴史遺産や伝統文化の保存と継承に努めます。また、地域のまちづくり活動を支援します。

④ 美しい景観を保全します

市民

自然や農村、まちなみ景観の保全に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加します。

事業者

自然や農村、まちなみ景観の保全に参加・協力します。また、それらを活かした地域づくりなどに積極的に参加・協力します。

市

自然や農村、まちなみ景観の保全に努めます。また、それらを活かした地域づくりなどを積極的に支援します。

⑤ 地域資源を活かした産業・観光を振興します

市民

自然環境や歴史資源、特産物など、地域特有の資源を用いた来訪者へのPRに参加・協力し、地域活性化を図ります。

事業者

自然環境や歴史資源、特産物など、地域特有の資源を用いて来訪者へのPRを行い、産業、観光の振興に努め、環境と経済の好循環を図ります。

市

市内の各種資源を活用して来訪者へのPRを行い、産業、観光の振興を支援します。

数値目標

指標項目	現状 (H21 年度)	目標 (H27 年度)	備考
①年間間伐面積	800 ha	1,000 ha 以上	
②耕作放棄地※面積	39 ha	25 ha 以下	H23 年度の目標
③文化財登録数	147 件	150 件 以上	
④交流人口	179 万人	230 万人 以上	

4. 資源循環

基本目標

水・もの・エネルギーを有効活用し、環境への負荷が少ないまちを創ります

本市は、分水嶺を隔てて由良川・桂川（淀川水系）の最上流地域に位置します。下流地域の環境のことも思いやりながら、環境への負荷が少ないまちづくりを目指すとともに、下流地域と連携した流域全体の水環境保全に努めます。

また、私たちの生活スタイルは、高度経済成長期に定着した、大量生産・大量消費・大量廃棄型からまだ脱却できない状態にあります。しかし、私たちの使える資源には限りがあり、また、このような生活スタイルは環境に大きな負荷を与えます。従来型の生活スタイルを見直し、限りある資源の有効活用に努め、環境負荷の低減に努める必要があります。

さらに、再生可能エネルギーの地産地消^{*}の推進を目指すことで、持続可能な社会の構築を目指します。

環境保全施策

① 下流域と連携した流域全体の水環境保全を推進します

《水系全体での保全》

- 由良川・桂川流域ネットワーク形成の呼びかけ
- 市民・NPOなどと協力した水系保全活動の実施

《市域内での保全推進》

- 農地や山林の水源かん養機能の向上
- 雨水利用^{*}の推進
- 湧水、地下水のかん養推進

② 3R^{*}を推進します

- ごみ分別収集の徹底
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する意識向上
- リサイクルフェアなどの開催
- 地域の実情に応じた生ごみ処理方法の検討
- フロンガス^{*}や代替フロン^{*}の適正処理への協力

③ 資源やエネルギーの有効活用を推進します

《資源の有効活用》

- 循環型農業の推進
- 堆肥化施設の普及促進
- バイオマス*の地域内循環の推進
- 液肥を用いた農業の普及推進
- 省エネルギー*の普及
- より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの利用推進

《エネルギーの地産地消*の推進》

- 太陽光利用システム*の普及推進
- 再生可能エネルギー*の活用推進
- 水のエネルギーの活用推進

④ 農林産物の地産地消を推進します

- 農林産物の地産地消の推進
- 食の安全確保の推進
- 無・低農薬野菜の栽培推奨
- 環境保全を重視した農産物生産の支援
- 地元産材を利用した製品の開発

環境配慮指針

① 下流域と連携した流域全体の水環境保全を推進します

市民

水系保全活動に参加・協力します。
節水や雨水利用*など水資源の有効利用に努めます。

事業者

水系保全活動に参加・協力します。
山林や農地などの水源かん養機能の維持・向上に努めます。また、工業用水などの循環利用や雨水の活用など水資源の有効利用を図るとともに、環境に影響を及ぼさないよう、化学物質を適正管理し地下水汚染を防ぎます。

市

流域ネットワークの形成を呼びかけ、流域全体での水系保全活動の推進に努めます。
市民や事業者に対して、水循環の保全に向けた取り組みの普及に努めます。また、公共施設での節水や雨水の利用、地下浸透を推進します。

② 3R*を推進します

市民

「不要なものを買わない」「包装紙は断る」など、日常生活の中で3R（排出削減（リデュース）、再使用（リユース）、再生使用（リサイクル））に積極的に取り組み、ごみ減量化、資源の有効利用に貢献します。

事業者

サービスの提供や製品の製造などの事業活動の中で3Rの取り組みを進め、資源の有効利用に努めます。また、リサイクルに際しては、適正な処理を行うとともに、特に有機資源について地域内循環を進めます。

市

市民や事業者に対して、3Rの取り組み普及を図るとともに、3Rの取り組みを推進する各種団体などの支援を行います。また、リサイクルを行う際には、適正な処理を指導します。

③ 資源やエネルギーの有効活用を推進します

市民

ものやサービスの選択など暮らしのあらゆる場面で資源の有限性を意識し、持続可能なライフスタイルの構築に努めます。また、日常生活の中で省エネルギー*、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの利用推進を進めるとともに、再生可能エネルギー*の活用などに努めます。

事業者

過剰なサービスの見直しや、使い捨て製品からの脱却を図るとともに、資源の有効利用・地域内循環に努めます。また、生産工程の見直しなどの省エネルギー、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの利用推進を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用などに努めます。

市

市民や事業者に対して、資源の有効利用・地域内循環の取り組み、再生可能エネルギーの普及を呼びかけます。また、公共施設での省エネルギー、より温室効果ガス排出の少ないエネルギーの利用推進、再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

④ 農林産物の地産地消*を推進します

市民

地元農産物の消費を通じて地域の農業と関連産業の活性化を図り、地元農業に対する愛着心を高めるとともに、地域内の物質循環に貢献し、環境負荷を低減します。

事業者

直売所や商店などを通じて地元農産物を流通・利用することにより、消費者の地域農業に対する関心を高めます。また、観光施設などで地域の食材を提供し、食の安全性をアピールするとともに地域食文化を発信することで、生産地としての価値を高めます。

市

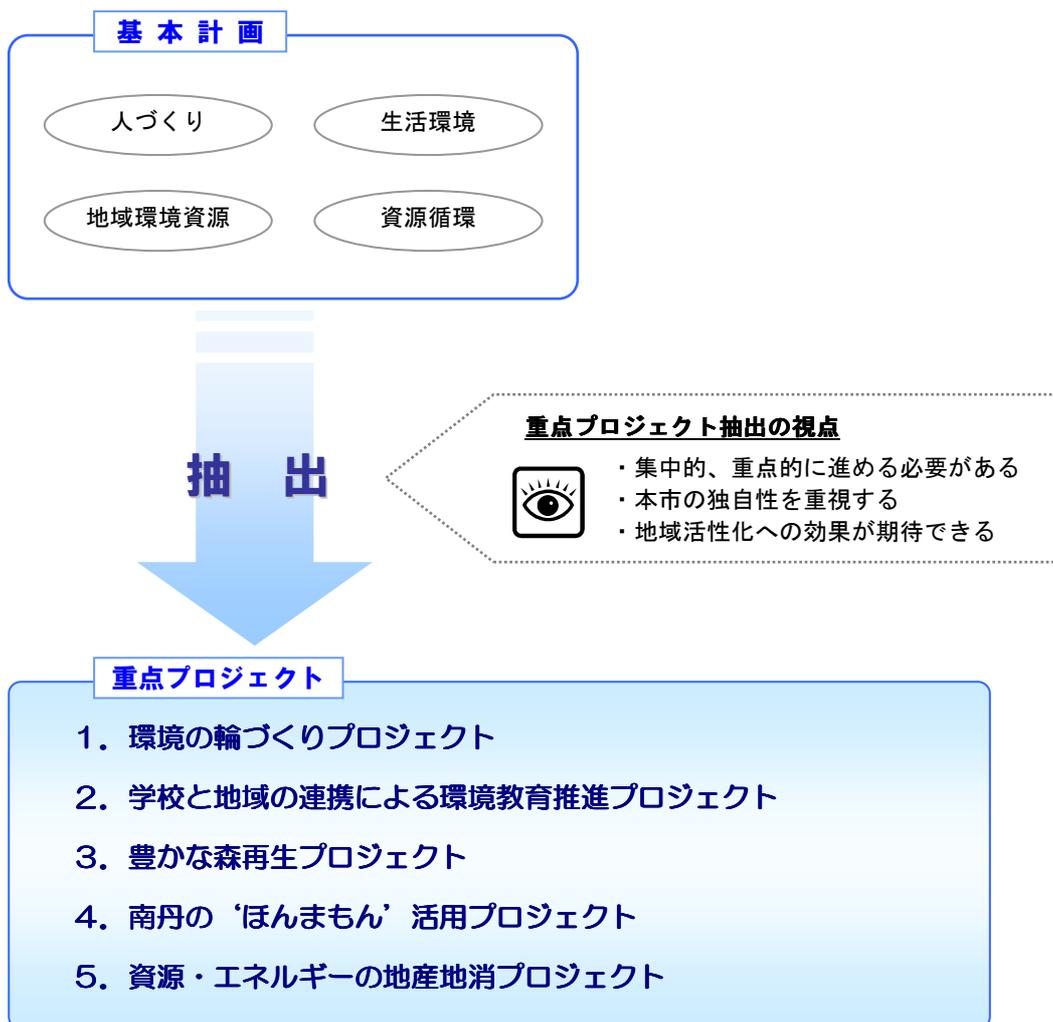
事業者の地産地消の取り組みを支援するとともに、地元農産物を給食に用いるなど、市民の地域農業に対する関心を高めます。また、来訪者に対して、地元農産物や食文化の提供などを通じて、食の安全性をアピールするとともに生産地としての価値を高めます。

数値目標

項目	現状 (H21 年度)	目標 (H27 年度)	備考
①1 人 1 日あたりごみ排出量	528g/日・人	502g/日・人 以下	リサイクルごみ回収量を除く
②リサイクルごみ回収量	516 t	568 t 以上	
③再生可能エネルギー*の売電契約数	296 件	350 件 以上	
④農産物直売所数	19 箇所	25 箇所 以上	

第5章 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、本市の現状・課題などを踏まえ、第4章の基本計画に挙げた取り組みの中で、特に集中的・重点的に進める取り組みです。ここでは5つのプロジェクトを設定し、優先的に取り組むことで基本計画全体の推進を図ります。



重点プロジェクト抽出の考え方

1 環境の輪づくりプロジェクト

それぞれの地域間、環境活動団体や環境リーダー間、市・市民・事業者間のネットワークづくりに取り組みます。環境データベースを整備し、情報の収集や提供がしやすい環境を作ります。

取り組む項目

● 市民・事業者・市の協働による計画の推進

- ・市民・事業者・市・教育機関などが協働したパートナーシップ組織を結成し、本計画の推進に取り組みます
- ・定期的にニュースレターを発行するなどして、情報を発信します
- ・公害防止協定^{*}の締結など、事業者と市が協働して環境保全に取り組みます

● 学校同士、地域同士が連携した取り組みの推進

- ・学校や地域の代表者による定例会を開催するなど、学校同士、地域同士で環境についての情報を共有し、取り組みの連携を図ります

● 流域の環による水環境保全の推進

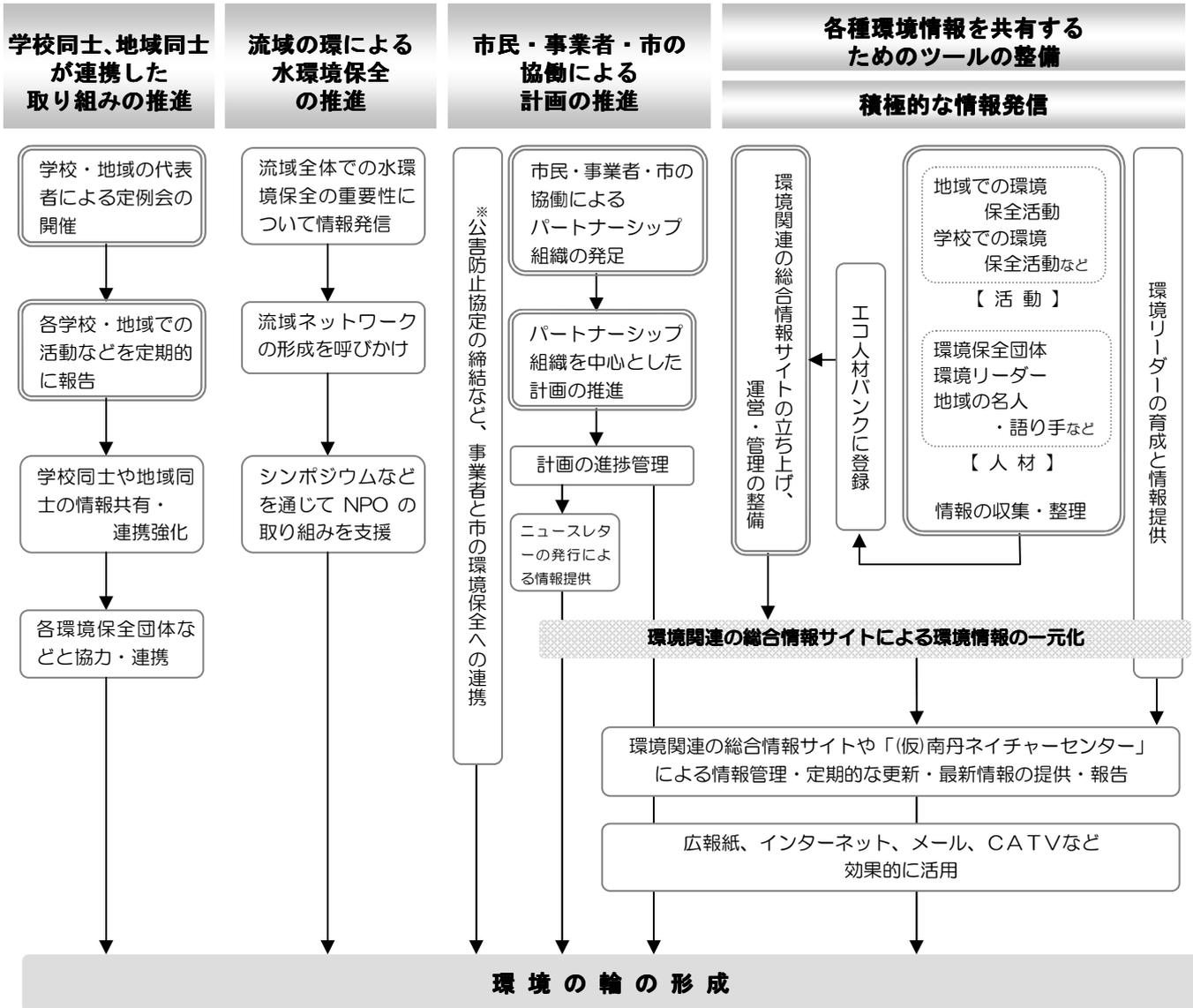
- ・流域全体での水環境保全の取り組みの必要性について、情報を発信します
- ・流域全体で連携した水質保全活動を推進するため流域ネットワークの形成を呼びかけます
- ・シンポジウムなどのイベントを通じて、流域内における NPO などの各種水環境保全の取り組みを支援します

● 各種環境情報を共有するためのツールの整備

- ・環境活動団体や環境リーダー、環境フェアや自然観察会といったイベントなど、各種環境情報を一元化し、情報の管理、提供、検索を容易にします
- ・環境活動団体、地域の名人や語り手などを把握するとともに、環境リーダーを育成します。また、それらの情報を提供します

● 積極的な情報収集と発信

- ・既存施設などを利用して、本市の自然環境の実態に触れることができる「(仮)南丹ネイチャーセンター」を整備し、各種情報を収集、集積するとともに、市民に情報発信します
- ・広報紙やホームページ、メール、CATVなどを活用し、環境関連情報を効果的にPRします



環境の輪づくりプロジェクトのイメージ

: 初期段階に取り組むべき項目



各主体の役割

市民

環境に関する情報に関心を持ち、広報紙、環境関連の総合情報サイト、「(仮)南丹ネイチャーセンター」などを活用して情報収集に努め、理解を深めます。市やパートナーシップ組織などが行う情報収集に対して協力します。
流域全体での水環境保全の取り組みに協力します。

事業者

環境に関する情報に関心を持ち、広報紙や環境関連の総合情報サイトなどを活用して情報収集に努め、理解を深めます。また、自社の環境に関する情報についても広く提供するとともに、市やパートナーシップ組織、環境関連の総合情報サイト運営組織などが行う情報収集に協力します。
流域全体での水環境保全の取り組みに協力します。
パートナーシップ組織への参画や市との公害防止協定*などの締結により、広く連携します。

市

市の環境の状況、地域の名人・達人などの人材、環境活動などの情報を把握します。また、市民や事業者が知りたい情報を簡単に入手できるよう、環境関連の総合情報サイトや「(仮)南丹ネイチャーセンター」を整備します。同時に、広報紙やニュースレターなどの発行も継続して行います。
流域全体での水環境保全に取り組むため、流域ネットワーク形成に向けた働きかけや各種情報の収集と発信、支援を行います。
市民・事業者・市・教育機関などによるパートナーシップ組織を発足し、各主体の連携を推進します。

ねらい・効果

- 環境情報を整備することで、情報の収集や提供がしやすい、環境情報にあふれるまちをつくり、ネットワークづくりにつなげます。
- ネットワークづくりに取り組むことで、市全体で環境保全活動が盛り上がることをねらいます。

2 地域との連携による環境学習推進プロジェクト

子どもから大人まで、すべての市民を対象とした環境教育を推進します。学校と地域、事業者、市との連携を強化し、地域ぐるみで環境教育を推進します。

取り組む項目

● 地域と学校が連携した環境教育の推進

- ・学校での環境教育の取り組みに、地域住民が積極的に参加します。モデル校を設定し、地域との協働のしくみづくりを検討します
- ・モデル校では、地域の環境リーダー、地域の名人などが授業に参加し、環境教育を実施します

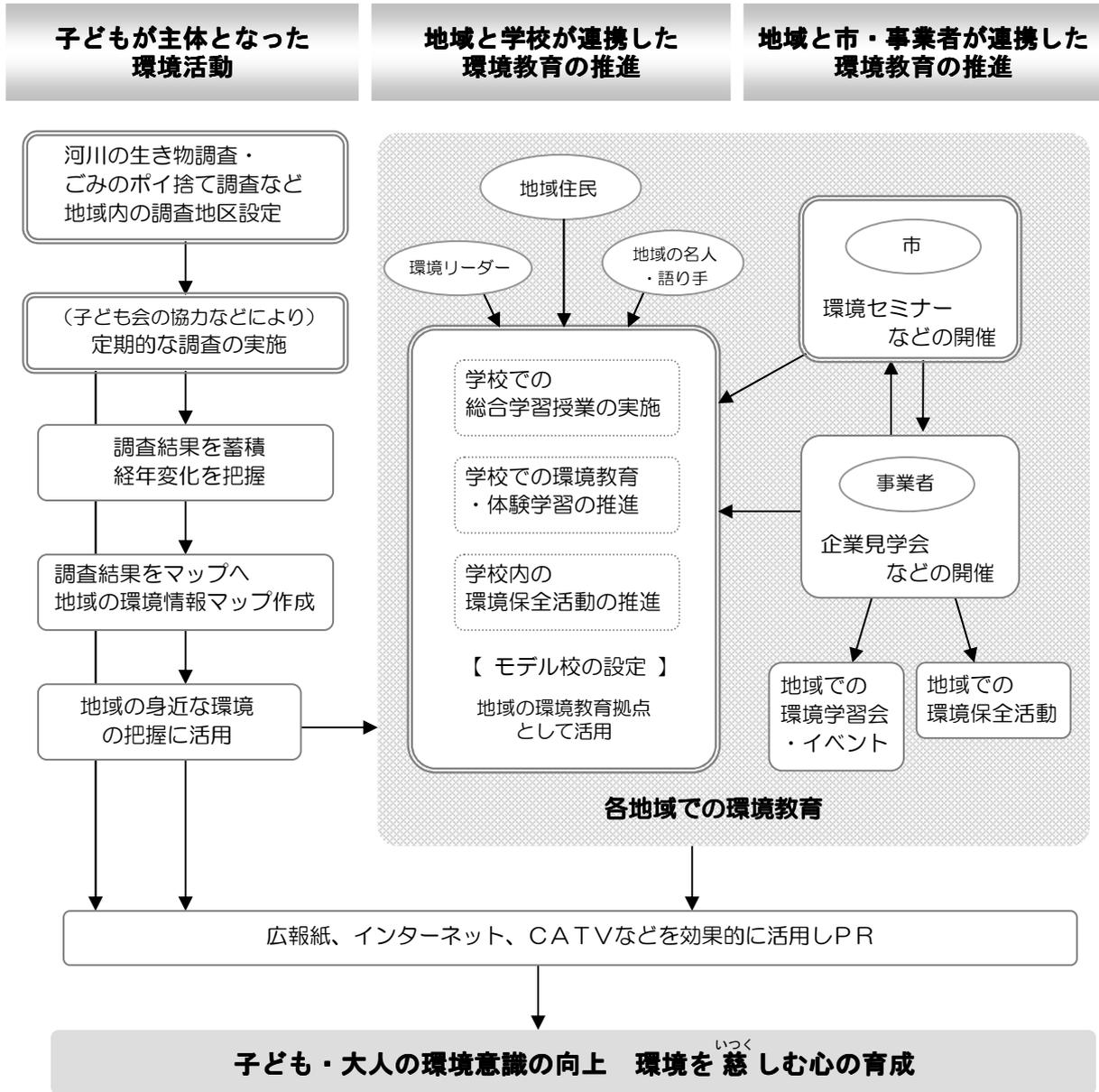
● 地域と市・事業者が連携した環境学習の推進

- ・市の職員が、地域での出前講座などに出向きます
- ・事業者が、地域住民の企業見学の受け入れや出前授業を行うなどして、環境学習に貢献します
- ・事業者が、学校や地域での環境に関する取り組みに参加します

● 地域の子どもたちが主体となった環境活動

- ・子どもによる河川の生物調査やごみのポイ捨て調査など、身近な環境調査を定期的実施します
- ・調査結果をマップに落とすことで、身近な環境の経年変化がわかる地域情報マップを作成します





地域との連携による環境学習推進プロジェクトのイメージ

: 初期段階に取り組むべき項目

各主体の役割

市民

学校・地域を中心とした環境教育、環境保全活動、イベントなどに積極的に参加します。また、一人ひとりが環境に意識を傾け、環境をよくするために行動します。

また、地域の環境をよく把握するため、身近な環境調査に積極的に参加します。

事業者

学校・地域を中心とした環境教育、環境保全活動、イベントなどに積極的に参加します。また、企業見学の受け入れや出前授業などを行い、環境学習の機会を提供します。

市

学校関係者や関係機関と連携し、学校での環境教育を推進します。出前授業や出前講座を行うなど、学校や地域での取り組みに参加します。

また、学校や地域の取り組み情報を、広報紙やインターネット、CATVなどで広く普及します。

ねらい・効果

- 環境意識を向上し、すべての市民が環境保全のために自ら考え、行動できる人になることをねらいます。
- 環境教育を通して、学校や事業者と市民が一体となり、連携した地域をつくります。
- 市民の環境意識の向上、連携した地域づくりに取り組むことで、他のプロジェクトも含め、すべての取り組みの推進が期待できます。

3 豊かな森再生プロジェクト

地元産木材や林産物を利用することで、林業の活性化に取り組み、本市の豊かな森林の保全に努めます。また、市民や事業者が協働し、森林整備活動に積極的に参加する活動を推進します。

取り組む項目

● 地元産木材・林産物の利活用推進

- ・ 地元産木材や林産物の市内での有効な利活用手法について研究、開発を行います
- ・ 木質ペレットストーブ※や薪ストーブ、チップボイラーなどの普及促進に努めます
- ・ 木屑やおが屑などを家畜排泄物とともに堆肥に利用し、循環型農業を推進します
- ・ 河川の近自然工法などに木材を利用します
- ・ 地元産材や林産物の利用が環境保全につながることを広くPRします

● 市民・事業者の協働の森づくり

- ・ 市や林業関係者、環境団体などと地域住民が連携し、枝打ち、下刈、間伐などの管理活動を行います
- ・ 森づくり体験活動やモデルフォレスト※運動を推進し、市民・事業者が森づくりに積極的に取り組みます
- ・ 森づくりに参加した市民・事業者の顕彰制度を設けるなどして、取り組みを推進します
- ・ 森林アドバイザー※など、森づくり活動のリーダーとなる人材を育成します

広葉樹の森づくり

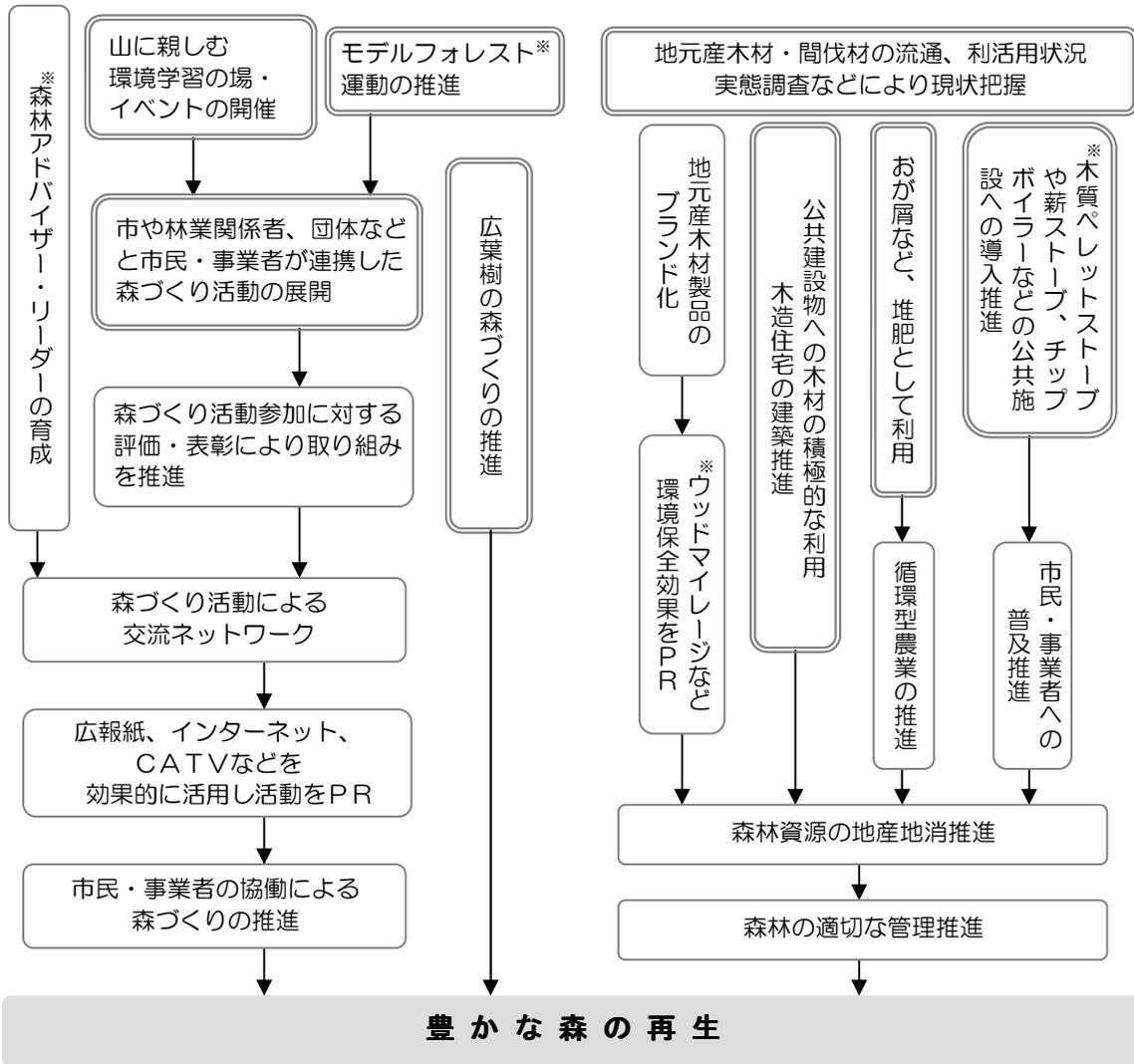
- ・ スギ・ヒノキ林について、広葉樹との複層林化を進めます
- ・ 再造林の際には、広葉樹の植林を検討します
- ・ 不成績造林地★4の天然林化を進めます

★4 不成績造林地

生育に適さない場所に植えられ十分に生育できず荒廃してしまったり、雪害や食害などによって荒廃した造林地のこと。

市民・事業者の協働の森づくり

地元産木材・間伐材の利活用推進



豊かな森再生プロジェクトのイメージ



 : 初期段階に取り組むべき項目

各主体の役割

市民

地元産木材や間伐材を利用した製品を積極的に購入します。また、木質ペレットストーブ*や薪ストーブなどを導入したり、おが屑などを利用した堆肥なども積極的に利用し、森林資源の地産地消*に努めます。森に親しむイベントや森づくり体験、活動に積極的に参加します。

事業者

地元産木材や間伐材を利用した製品を積極的に利用・販売します。また、木質ペレットストーブやチップボイラーなどを導入したり、おが屑などを利用した堆肥なども積極的に利用し、森林資源の地産地消に努めます。モデルフォレスト*運動や地域住民などと連携した森づくり活動に積極的に参加します。林業関係者は、市民や事業者の森づくり活動に積極的に協力します。また、森林アドバイザー*やリーダーの育成に努めます。

市

ウッドマイレージ*や公益的機能など、環境保全効果をPRし、地元産木材や間伐材などの地産地消を推進します。森に親しむイベントなどを開催し、森づくり活動への参加を促します。また、市民・事業者の森づくり活動を顕彰し、活動を推進します。林業関係者と連携し森林アドバイザーやリーダーを育成、活動を支援します。

ねらい・効果

- 自然環境の基盤となる森林を再生することにより、森林の公益的機能が高まり、河川環境の改善、有害鳥獣対策などにつながります。
- 地元産木材・間伐材の利活用を図ることにより、資源の地域内循環をねらいます。
- 市民・事業者を巻き込んだ森づくり活動に取り組むことで、協働の場、自然体験のフィールドとして森林を活用します。

4 南丹の‘ほんまもん’活用プロジェクト

自然の恵みを活かした地元食材や特産品、歴史・文化、貴重な動植物などを共有財産と考え、保全し、それらを活かしたまちづくりに取り組みます。また、市や関係機関と地域住民が連携し、里地里山※の保全・活用に努めます。

取り組む項目

● 地域環境資源について学ぶ機会の創出

- ・ 地域の名人や語り手などから、地域の歴史・文化について学ぶ機会を創出します
- ・ 伝統食文化を継承する活動を推進します
- ・ 地域の環境資源をまとめ、環境読本などを作成します

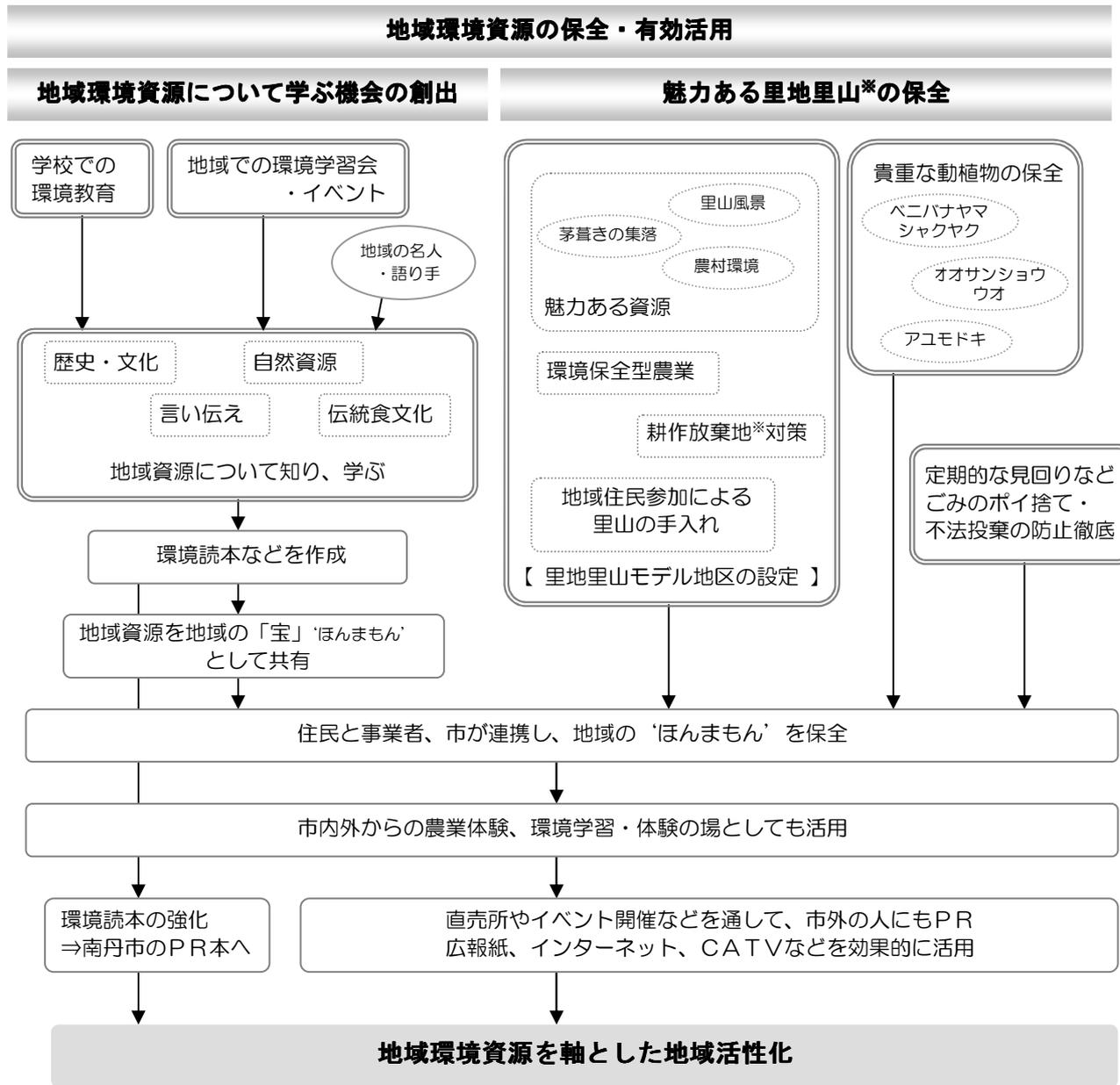
● 地域環境資源の保全・有効活用

- ・ 地元食材の直売所や食のイベント（収穫祭など）の開催を通して、南丹市をPRします
- ・ 氷室の郷などを利用し、南丹市ならではの農業体験や環境学習体験をPRします

● 魅力ある里地里山の保全

- ・ ベニバナヤマシャクヤクやオオサンショウウオなど、貴重な動植物の乱獲を防止し、生物多様性の保全に取り組むとともに、地域おこしにつなげます
- ・ 里山へのごみのポイ捨てや不法投棄の防止を徹底します
- ・ 関係機関などと連携し、有機農業、減農薬・減化学肥料農業を推進します
- ・ 耕作放棄地※の増加を防ぐための有効な対策について検討します
- ・ 地域住民の参加による里山の手入れを推進します
- ・ 農村原風景を保全した里地里山モデル地区を設定します





南丹の「ほんまもん」活用プロジェクトのイメージ

: 初期段階に取り組むべき項目

各主体の役割

市民

地域の歴史・文化、自然環境、景観、特産品や伝統食など、特有の資源について学び、その保全に努めます。また、環境読本の作成に協力するなど、これらの資源を活かした地域づくりに積極的に参加します。

地域ぐるみでの貴重な里地里山[※]風景の保全に積極的に参加します。来訪者へのPR活動にも参加・協力し、地域活性化を図ります。

事業者

地域の歴史・文化、自然環境、景観、特産品や伝統食など、特有の資源について学び、その保全に努めるとともに、これらの資源を活かした地域づくりに積極的に参加します。

事業活動に伴う環境への影響を把握し、抑制するとともに、地域ぐるみでの貴重な里地里山風景の保全に積極的に参加します。

来訪者へのPR活動にも参加・協力し、地域環境資源を軸とした産業と観光の振興を図ります。

市

地域の歴史・文化、自然環境、景観、特産品や伝統食など、特有の資源の保全と継承に努めます。また、環境読本を作成するなど、これらの資源を活かしたまちづくりを推進します。

地域の貴重な里地里山風景の保全を推進するため、モデル地区を設定し、地域住民・事業者参加による保全活動を支援します。

来訪者へのPR活動を行い、地域環境資源を軸とした産業と観光の振興を図ります。また、環境読本を強化し、市のPR本を作成するなど、市外の人々が南丹市に興味を持つきっかけを作ります。

ねらい・効果

- 地域の環境資源をかけがえのない財産と認識し、保全することで、地域を慈しむ心を育み、環境意識の向上をねらいます。
- 地域の環境資源を活用することにより、環境保全と環境を活かしたまちづくり（環境と経済の両立）を図ります。
- 身近な自然環境（里地里山）の保全活動を通して、例えば「ササユリの美しい里」など、地域のシンボルとなる昔ながらの自然景観を形成するとともに、自然に親しむ機会を創出し、地域内のコミュニティを活性化します。

5 資源・エネルギーの地産地消プロジェクト

有機性廃棄物などのバイオマス*の有効利用に取り組み、ごみの減量化につなげるとともに、資源の循環するまちを目指します。地域の再生可能エネルギー*について、利活用に取り組みます。

取り組む項目

● 地域内バイオマスの利活用推進

- ・ 3R*を推進し、ごみの減量化と利活用に取り組みます
- ・ 生ごみや廃食用油などの有機性廃棄物について、地域の発生状況に応じた利活用を検討します
- ・ 八木バイオエコロジーセンターを中心に、家畜排泄物の利活用を推進します

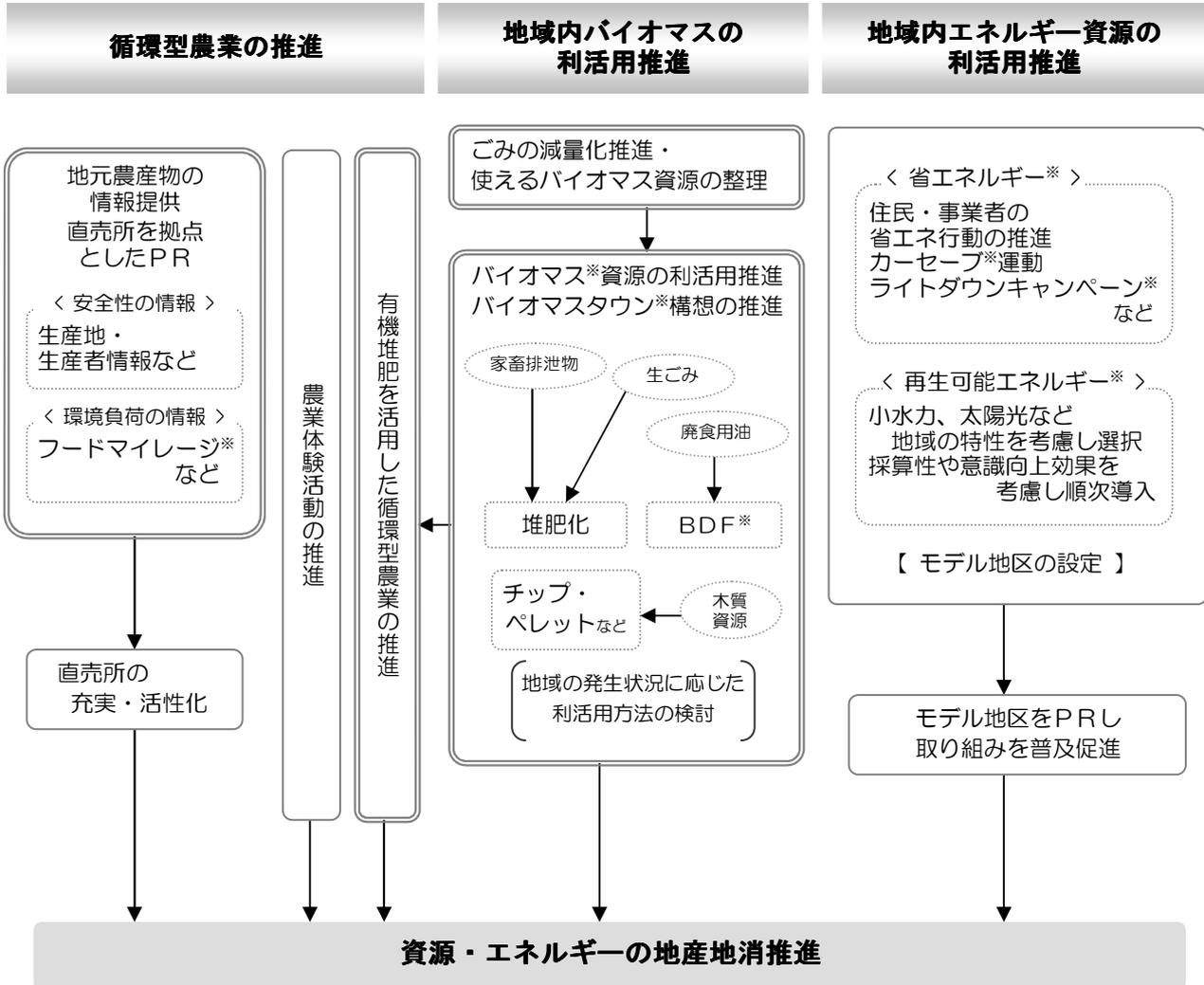
● 循環型農業の推進

- ・ 生ごみなどの有機性廃棄物について、地域の発生状況に応じて農業に利用します
- ・ 氷室の郷などを利用し、農業体験を通して循環型農業をPRします
- ・ 循環型農業による農産物などの安全性、環境負荷などの情報を発信します

● 地域内エネルギー資源の利活用推進

- ・ 地域内の未利用エネルギーについて、賦存状況を調査し、その利活用を検討します





資源・エネルギーの地産地消プロジェクトのイメージ

: 初期段階に取り組むべき項目

各主体の役割

市民

3R※に積極的に取り組み、ごみの減量化と資源の有効利用を進めます。生ごみの堆肥化や廃食用油の回収に協力します。

地元農産物を積極的に消費し、地域資源の地産地消※に努めることで、環境負荷の低減に貢献するとともに、地域産業の活性化を図ります。

日常生活の中で省エネルギー※に配慮するとともに、再生可能エネルギー※の活用に努めます。

事業者

事業活動の中で3Rに取り組み、ごみの減量化と資源の有効利用を進めます。生ごみの堆肥化や廃食用油の回収に協力し、また有機堆肥やBDF※の利用推進を図ります。

直売所や量販店などで地元農産物を流通・販売し、消費者の地産地消への関心を高め、取り組みを推進することで、環境負荷の低減に貢献するとともに、地域産業の活性化を図ります。

事業活動の中で省エネルギーに配慮するとともに、再生可能エネルギーの活用に努めます。

市

市民・事業者に対して3Rの取り組み普及を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を進めます。地域の実情に応じた生ごみ処理方法について検討します。廃食用油の回収を進め、公用車への導入などを通し、BDFの利用推進を図ります。

地産地消についての取り組みを支援するとともに、地元農産物を給食に用いるなどして市民の関心を高め、普及推進を図ります。

市民・事業者の省エネルギーに対する意識向上を図るとともに、地域の特性を生かした再生可能エネルギー導入について検討します。

ねらい・効果

- 資源やエネルギーの地産地消を通して、市域から排出される温室効果ガス※の削減につなげるとともに、持続可能な社会の形成に取り組みます。

第6章 温室効果ガスの削減

1. 温室効果ガスの削減目標

(温室効果ガス削減のための基本的な考え)

本計画では、目指す「環境像」の実現を目的とし、本市の特性を考慮しながら、以下の3つの基本的な考えに基づいて温室効果ガスの削減に取り組むこととします。

● 温室効果ガス削減のための基本的な考え ●

～ 豊富な森林資源を最大限に活かした取り組み ～

本市の豊かな自然資源である広大な森林(二酸化炭素吸収源)を最大限に活かすことで、温室効果ガス削減とともに自然との共生、持続的な発展を目指します

～ 市民・事業者・市それぞれの立場の取り組み ～

市民・事業者・市がそれぞれ地球環境に対する意識を持ち、できることから着実に行動し、それを無理のない努力で継続するため、立場に応じた取り組みを展開します

～ 協働による取り組みの推進 ～

市民・事業者・市がそれぞれ率先した取り組みを行うと同時に、互いに協働し取り組むことにより、温室効果ガス削減をさらに推進します



(削減目標の設定)

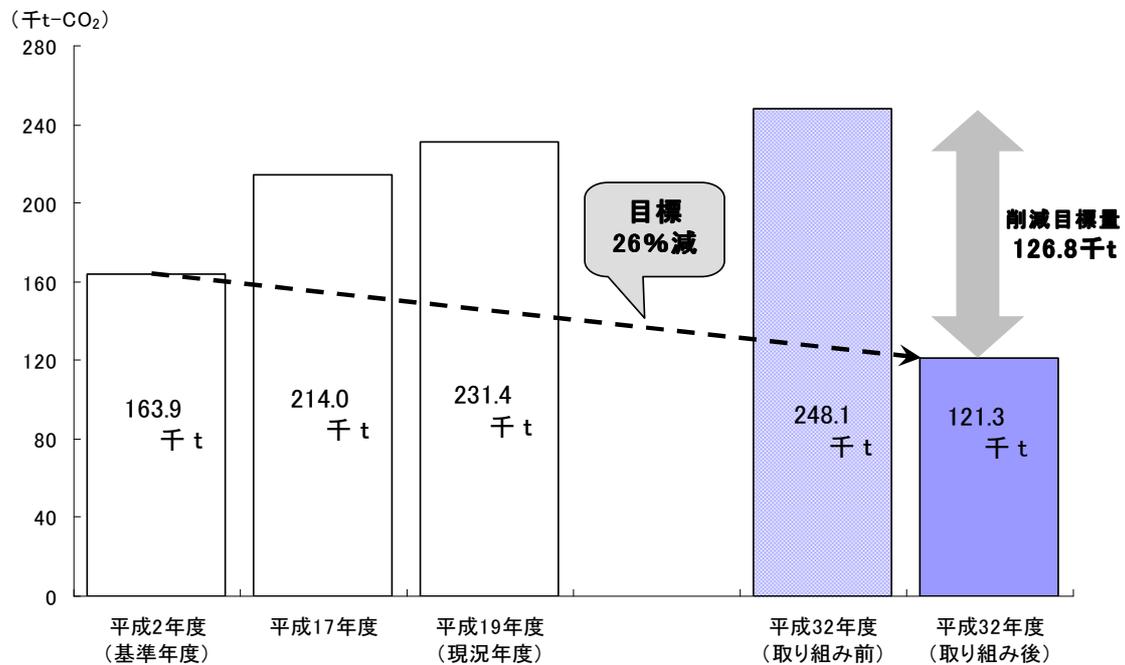
温室効果ガス削減目標の設定にあたっては、我が国の掲げる目標、京都府の掲げる目標を勘案した上で、本計画を推進することにより実現可能な目標である点を考慮します。

このことから、本計画の目標年度である平成32年度（2020年度）の削減目標を以下のよう
に設定します。

削減目標

**平成32年度（2020年度）における温室効果ガス排出量を
平成2年度（1990年度）比26%削減します。**

- ※ 我が国の目標：2020年において1990年比25%削減
- ※ 京都府の目標：2020年度までに1990年度比25%削減



■ 削減目標量の部門別内訳

(千t-CO₂)

部 門	平成 2 年度 排出量	平成 19 年度 排出量	平成 32 年度 (取り組み前)		平成 32 年度 (取り組み後)		削減目標量 (①-②)
			排出量 (①)	平成 2 年度 からの増減	排出量 (②)	平成 2 年度 からの増減	
産業部門	30.5	78.3	88.9	191.5%	70.3	130.5%	18.6
民生業務部門	15.9	23.9	27.9	75.5%	19.9	25.1%	8.0
民生家庭部門	31.4	38.1	44.3	41.1%	31.3	-0.3%	13.0
運輸部門	49.6	60.5	58.0	16.9%	38.9	-21.6%	19.1
廃棄物部門 ・農業部門	36.5	30.6	29.0	-20.5%	25.9	-29.0%	3.1
森林による吸収					-65.0	—	65.0
合 計	163.9	231.4	248.1	51.4%	121.3	-26.0%	126.8

備考：廃棄物部門・農業部門 については、市内バイオマスの利活用による効果も見込みます。

なお、温室効果ガス総排出量の削減目標および削減目標量の部門別内訳については、今後、国内外の温暖化問題を取り巻く状況や社会動向、本計画の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(部門については、25 頁コラム参照)

2. 温室効果ガスの削減に向けた取り組み

ここでは、第4章の基本計画、第5章の重点プロジェクトを推進する上で、とりわけ温室効果ガス※削減対策にかかわりの深い取り組みについて、削減目標の達成に向けた各主体の具体的な行動を示します。

なお、各主体の具体的な行動は、温室効果ガスの排出特性を踏まえ、産業部門、民生業務部門、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門・農業部門、および森林による吸収に分けて示します。

産業部門

取り組み①：工場などでの省エネルギー※対策（製造業・建設業など）

事業者

- ・生産工程の見直しや ESCO 事業※の導入などにより、エネルギー管理を徹底します。
- ・省エネ※型の設備機器や断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。
- ・事業所でのエネルギー使用削減目標を掲げるなどして、従業員全員で省エネに取り組みます。
- ・環境マネジメントシステム※の導入や環境保全協定※の締結などにより、環境負荷の少ない生産活動に努めます。
- ・環境に配慮した商品や技術の開発に取り組みます。

市

- ・環境保全協定の締結により、事業者の環境配慮を推進します。
- ・各種環境マネジメントシステムの導入を奨励します。
- ・温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む事業者について、広く情報提供します。
- ・グリーン購入※を事業者に奨励します。

取り組み②：工場などへの再生可能エネルギー※などの導入 (製造業・建設業など)

事業者

- ・太陽光発電システム※やコージェネレーションシステム※、ヒートポンプ技術※など、新エネルギー※を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。

市

- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報を提供するなどし、事業者への普及推進を図ります。

取り組み③：環境保全に配慮した生産活動（農林業）

事業者

- ・農林業設備機器には省エネ^{*}型のを積極的に導入し、効率的な利用を心がけます。
- ・減化学肥料・減農薬などにより、環境負荷の少ない農産物の生産に努めます。

市民

市

- ・環境に配慮した農林産物の地産地消^{*}を推進します。

民生業務部門

取り組み④：オフィスや店舗での省エネルギー^{*}対策

事業者

- ・省エネ型の設備機器や断熱性などに配慮した省エネ型の設計を取り入れます。
- ・OA 機器は長時間使わないときは電源を切るなど、従業員による身近な省エネに取り組めます。
- ・ESCO 事業^{*}の導入などにより、省エネを推進します。
- ・環境マネジメントシステム^{*}の導入や環境保全協定^{*}の締結などにより、環境負荷の少ない事業活動に努めます。
- ・環境に配慮した商品を積極的に購入、販売します。

市

- ・環境保全協定の締結により、事業者の環境配慮を推進します。
- ・各種環境マネジメントシステムの導入を奨励します。
- ・温室効果ガス^{*}排出削減に積極的に取り組む事業者について、広く情報提供します。
- ・グリーン購入^{*}を事業者に奨励します。

取り組み⑤：オフィスや店舗への再生可能エネルギー^{*}などの導入

事業者

- ・太陽光発電^{*}や木質ペレットストーブ^{*}、ヒートポンプ技術^{*}など、新エネルギー^{*}を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。

市

- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報を提供するなどし、事業者への普及推進を図ります。
- ・公共施設へのペレットストーブ、チップボイラーなどの導入を推進します。

取り組み⑥：市の事務、事業における温暖化防止対策の推進



- ・市の事務、事業を対象とした南丹市地球温暖化対策実行計画について見直し、現在の取り組みをさらに推進するとともに、新たな取り組みについて検討します。

民生家庭部門

取り組み⑦：家庭でできる省エネルギー*対策



- ・冷暖房の設定温度を適切に保つなど、身近なところから省エネ*に取り組みます。
- ・家電製品や給湯器などの機器は、省エネ型のものを選択します。
- ・断熱材やペアガラス*などにより、住宅の断熱化に努めます。
- ・環境家計簿*などを利用して、継続して省エネ行動に取り組みます。
- ・環境に配慮した商品を積極的に購入します。



- ・家庭でできる身近な省エネ行動の情報や環境家計簿を普及し、省エネを推進します。
- ・温暖化防止に積極的に取り組む家庭の表彰制度などを検討します。
- ・市民のグリーン購入*を推進します。

取り組み⑧：住宅への再生可能エネルギー*などの導入



- ・太陽光発電やペレットストーブ*、ヒートポンプ技術*など、新エネルギー*を利用した設備やエネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・より温室効果ガス排出の少ないエネルギーへの転換に努めます。



- ・再生可能エネルギーやエネルギー高度利用技術に関する情報提供や支援の検討を行い、市民への普及推進を図ります。

運輸部門

取り組み⑨：交通面での省エネルギー対策

市民

事業者

- ・エコドライブ※に取り組みます。
- ・カーセーブデー※に積極的に参加します。
- ・近距離の移動ではマイカーの使用を控え、なるべく徒歩や自転車を利用します。
- ・外出時にはパークアンドライド※の利用に努めるなどして、なるべく公共交通機関を利用します。
- ・カーシェアリング※を利用するなどして、マイカーの使用を控えます。
- ・トラック輸送では、配送ルートを見直すなどして効率化を図ります。

市

- ・エコドライブやカーシェアリングなどに関する情報を提供し、自動車の適正な利用を促します。
- ・カーセーブデーへの積極的な参加を促します。
- ・公共交通機関が利用しやすいよう、駅周辺の整備を行います。

取り組み⑩：低炭素※型の自動車導入

市民

事業者

- ・自動車買い替えの際は、低燃費型の自動車※を選択するようにします。
- ・クリーンエネルギー自動車※の導入に努めます。

市

- ・クリーンエネルギー自動車の導入に対する支援を検討します。
- ・クリーンエネルギー自動車を率先して導入し、普及推進を図ります。



廃棄物部門・農業部門

取り組み⑪：ごみの3R*と資源の地産地消**推進

関連箇所：P52、P70

市民

- ・詰め替え用商品を選択する、マイバッグを持参しレジ袋を断るなどして、ごみの減量化を図ります。
- ・ごみの分別を徹底します。
- ・生ごみや廃食用油などの有機資源について、地域内循環に協力します。

事業者

- ・マイバッグの持参を呼びかけたり、過剰なサービスを見直すなどして、ごみの減量化を図ります。
- ・ごみの分別を徹底し、適正な処理を行います。
- ・資源の有効利用に努め、地域内循環を推進します。

市

- ・3Rの取り組み普及を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を推進します。

森林による吸収

取り組み⑫：豊かな森の再生

関連箇所：P64

市民

- ・地元産木材の利用やペレットストーブ**、薪ストーブなどの導入により、森林資源の地産地消に努めます。
- ・森づくり体験や活動などに積極的に参加します。

事業者

- ・間伐の実施など、適正な人工林の管理に努めます。
- ・地元産木材の利用・販売やペレットストーブ、チップボイラーなどの導入により、森林資源の地産地消に努めます。
- ・地域住民と連携した森づくり活動などに積極的に参加します。

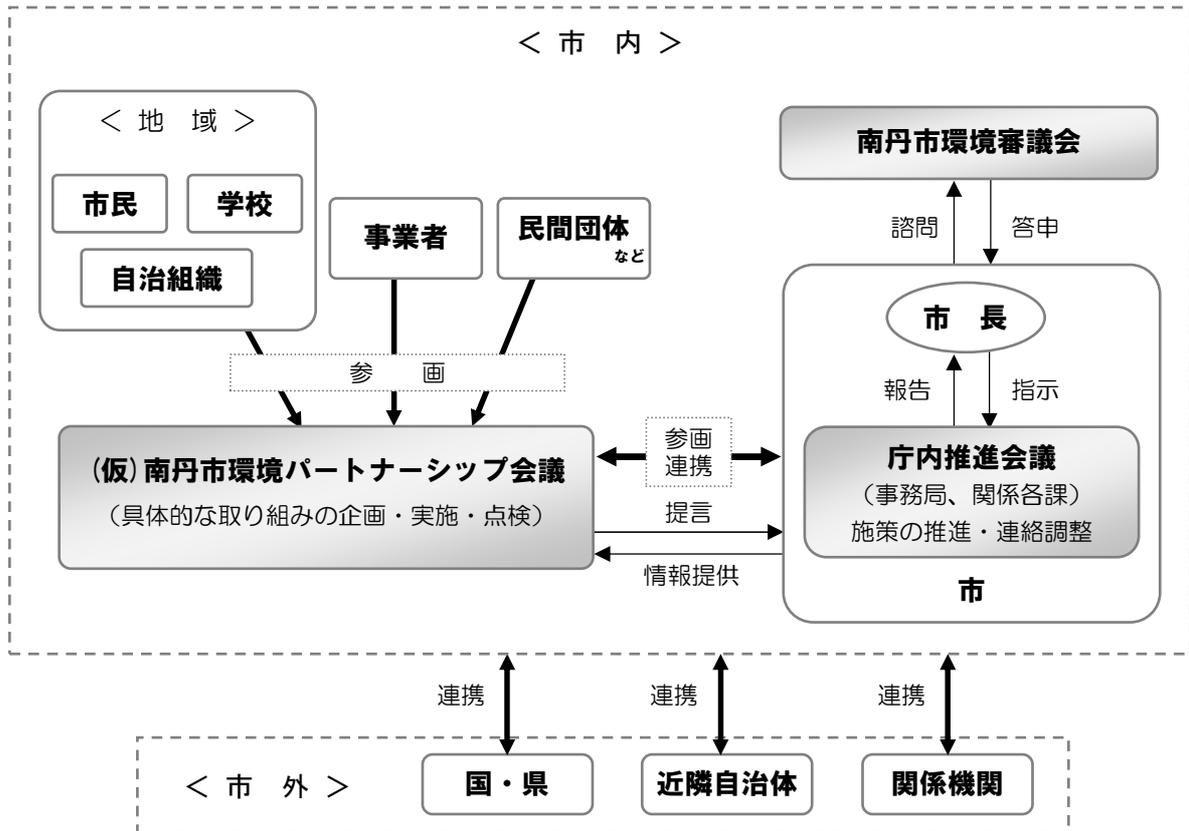
市

- ・森林施業（植林、除伐、間伐、伐採など）を推進します。
- ・ウッドマイレージ**や公益的機能など、環境保全効果をPRし、森林資源の地産地消を推進します。
- ・市民・事業者の森づくり活動への参加を促します。
- ・森林による吸収について、カーボンオフセット**への利用を検討します。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市の協働のもと、取り組みを進める必要があります。このため、以下のような推進体制を整備し、各主体が互いに連携しながら、計画の効果的な推進を図ります。



■ （仮）南丹市環境パートナーシップ会議

市民・事業者・市などの参画組織であり、本計画の具体的な取り組みについて企画し、中心となって行動していきます。また、市から計画内容の実施状況に関する年次報告を受け、計画の進捗状況を点検し、見直しが必要な事項などについて市へ提言します。

■ 庁内推進会議

庁内における推進組織であり、関係各課で構成され、各課間の連絡調整、本計画に掲げる環境保全施策や重点プロジェクトの総合的な推進にあたります。また、本計画の進捗状況を取りまとめて、（仮）南丹市環境パートナーシップ会議、南丹市環境審議会に報告します。

■ 南丹市環境審議会

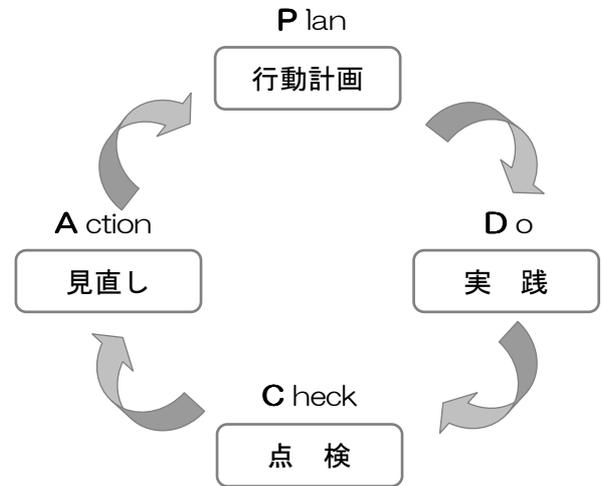
年次報告および（仮）南丹市環境パートナーシップ会議の提言について市長から諮問を受け、審議結果を答申します。

2. 計画の進行管理

1) 進行管理の基本的な考え方

本計画に示した環境保全施策や重点プロジェクトの実行性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。このため、計画の進行状況を把握・管理し、これらの状況を広く市民に公表するとともに、効果を客観的に評価し、改善点を見出して速やかな措置を講じる必要があります。

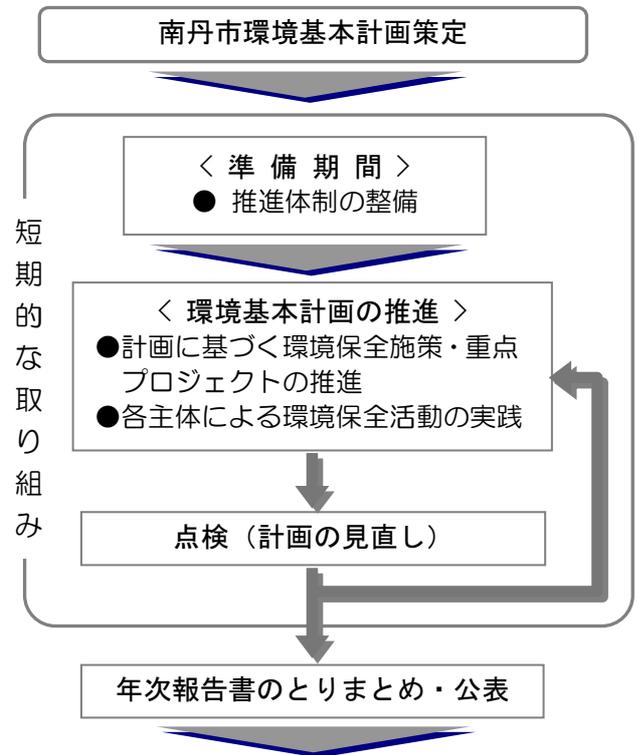
このことを踏まえ、本計画の進行は、環境管理システム*の基本的なサイクル「計画 → 実践 → 点検 → 見直し (PDCAサイクル)」にのっとった形で管理します。



2) 進捗状況の把握と公表

本計画の進行管理は、その実行状況を各計画で設けられている数値目標を用いて把握し、評価します。また、数値目標の設定されていない施策についても、計画に基づき実行されている具体的事業の内容などを把握し、評価を行って管理します。

さらに、調査した結果は、庁内推進会議において年次報告書として取りまとめを行い、市長に報告するとともに、市民へ公表していきます。



進捗管理結果を踏まえて中長期段階の取り組みへ